

保育施設等管理システム連携における仕様整理に係る調査研究

調査研究報告書

2024年3月

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

1. 調査概要 p.3

1.1. 調査の背景	p.4
1.2. 調査の目的	p.5
1.3. 調査の内容	p.6
1.4. 調査のスケジュール	p.7

2. 保育給付費請求事務の現状調査 p.8

2.1. 現状調査の概要	p.9
2.1.1. 現状調査の全体像	p.10
2.1.2. ヒアリング先	p.11
2.1.3. 抽出された課題等のサマリ	p.12
2.2. 保育施設等運営事業者へのヒアリング結果	p.16
2.2.1. 現行業務プロセス	p.17
2.2.2. 現行システム構成	p.18
2.2.3. 電子化の状況	p.19
2.2.4. 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針	p.21

2. 保育給付費請求事務の現状調査

2.3. 自治体Aへのヒアリング結果	p.22
2.3.1. 現行業務プロセス	p.23
2.3.2. 現行システム構成	p.24
2.3.3. 電子化の状況	p.25
2.3.4. 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針	p.27
2.4. 自治体Bへのヒアリング結果	p.29
2.4.1. 現行業務プロセス	p.30
2.4.2. 現行システム構成	p.31
2.4.3. 電子化の状況	p.32
2.4.4. 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針	p.34
2.5. 自治体Cへのヒアリング結果	p.36
2.5.1. 現行業務プロセス	p.37
2.5.2. 現行システム構成	p.38
2.5.3. 電子化の状況	p.39
2.5.4. 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針	p.41

3. 保育施設等管理システム連携における仕様整理 p.42

3.1. 業務仕様案	p.43
3.1.1. 業務仕様案	p.44
3.2. データ項目案	p.45
3.2.1. データ項目案の全体像	p.46
3.3. システム構成案及び連携仕様案	p.55
3.3.1. 検討したシステム構成案のパターン	p.56
3.3.2. システム構成案	p.57
3.3.3. 連携仕様案	p.58
3.4. 認証方式案	p.61
3.4.1. 認証方式の調査概要	p.62
3.4.2. 認証方式の調査結果	p.63
3.4.3. 認証方式の検討結果	p.67

4. 今後の検討事項 p.72

4.1. 課題の取りまとめと今後への示唆	p.73
4.2. 加算に関する取りまとめ	p.88

1. 調査概要

1.1 調査の背景

保育施設等におけるICT化の遅れ等を背景に、デジタル社会形成基本法等の動きを踏まえ、保育施設等管理システムに具備すべき要件について検証を行いました。

背景

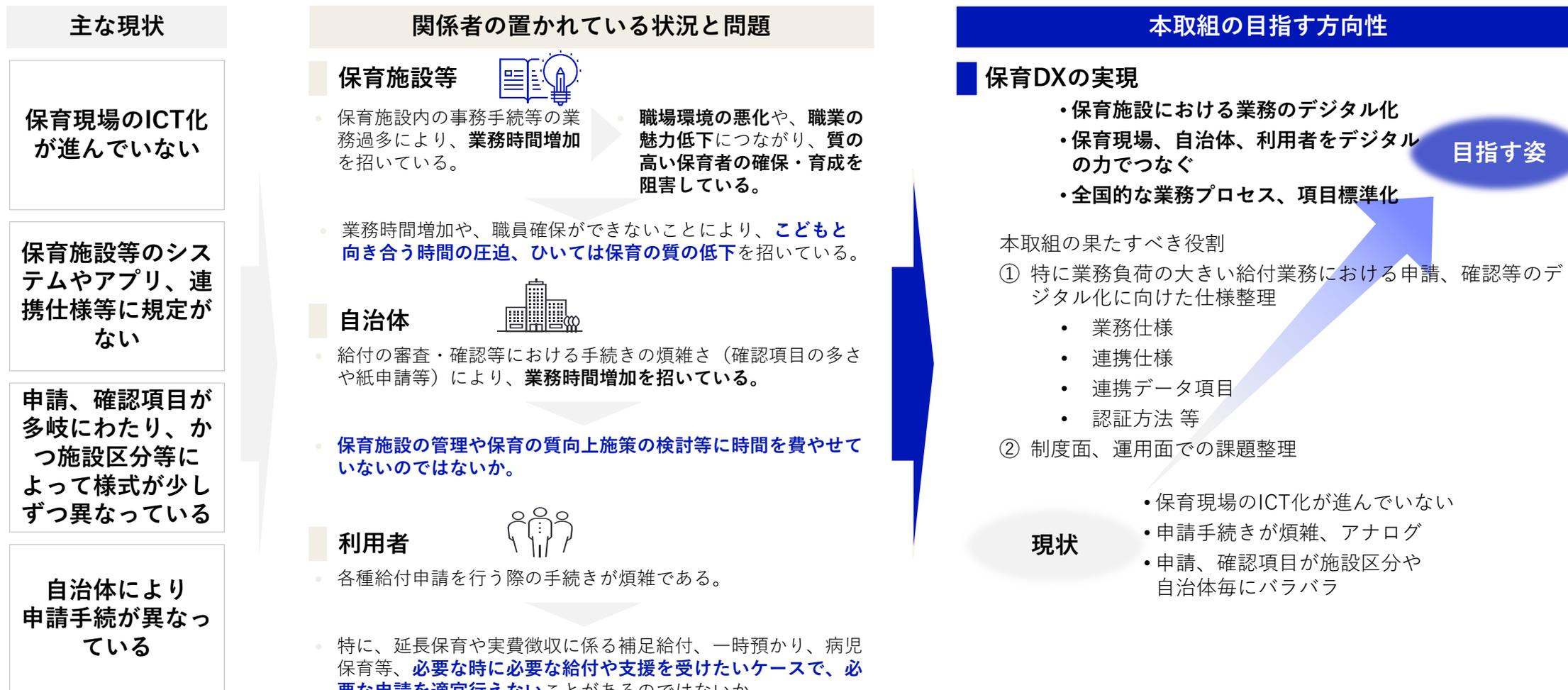
保育施設等におけるICT化については、導入率が全国で約4割とされており、半数以上の施設が未導入である。また、幼稚園・保育所・認定こども園及び公立・私立の違いにより多様な施設があり、それぞれの施設において独自のシステムを導入しており、他システム間やアプリ等の連携についても特段の規定がないことから、保育施設等においては施設内における業務支援システム（以下、「保育施設等管理システム」という。）と登園・退園システム等の別システムとのデータ連携ができず、施設事務等に必要情報をシステム毎に入力するといった業務が発生していることや、現行システムから異なるシステムへの更改を検討した際におけるデータ移行が困難であること、市区町村においては施設ごとに導入された異なるシステムと情報のやりとりをする必要があること等の問題がある。

現状の取組等

デジタル社会形成基本法等に基づき策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」では準公共分野の1つとして新たに「こども」が指定され、改定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」においても「医療・教育・防災・こども等の準公共分野において、画一的なサービスが提供されていることや、あるいは、データが活用できないこと、データが必要な主体間で連携されていないことなどにより、最適なサービスが提供されていないことが課題」であり「個々のサービス利用時におけるワンスオンリーを実現するため、デジタル庁が関係府省庁と連携し、データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野におけるデータ連携基盤の構築を進める」とされた。本調査は、こうした課題を踏まえ、こどもに係る分野の1つである、保育・子育て分野における保育施設等管理システムに具備すべき要件について検証を行うことを目的としている。

1.2 調査の目的

本調査で仕様を整理した先には、保育DXを実現し、給付業務のみならず、保育現場のデジタル化、デジタルによる保育行政サービスの向上を目指していくこととなります。



1.3 調査の内容

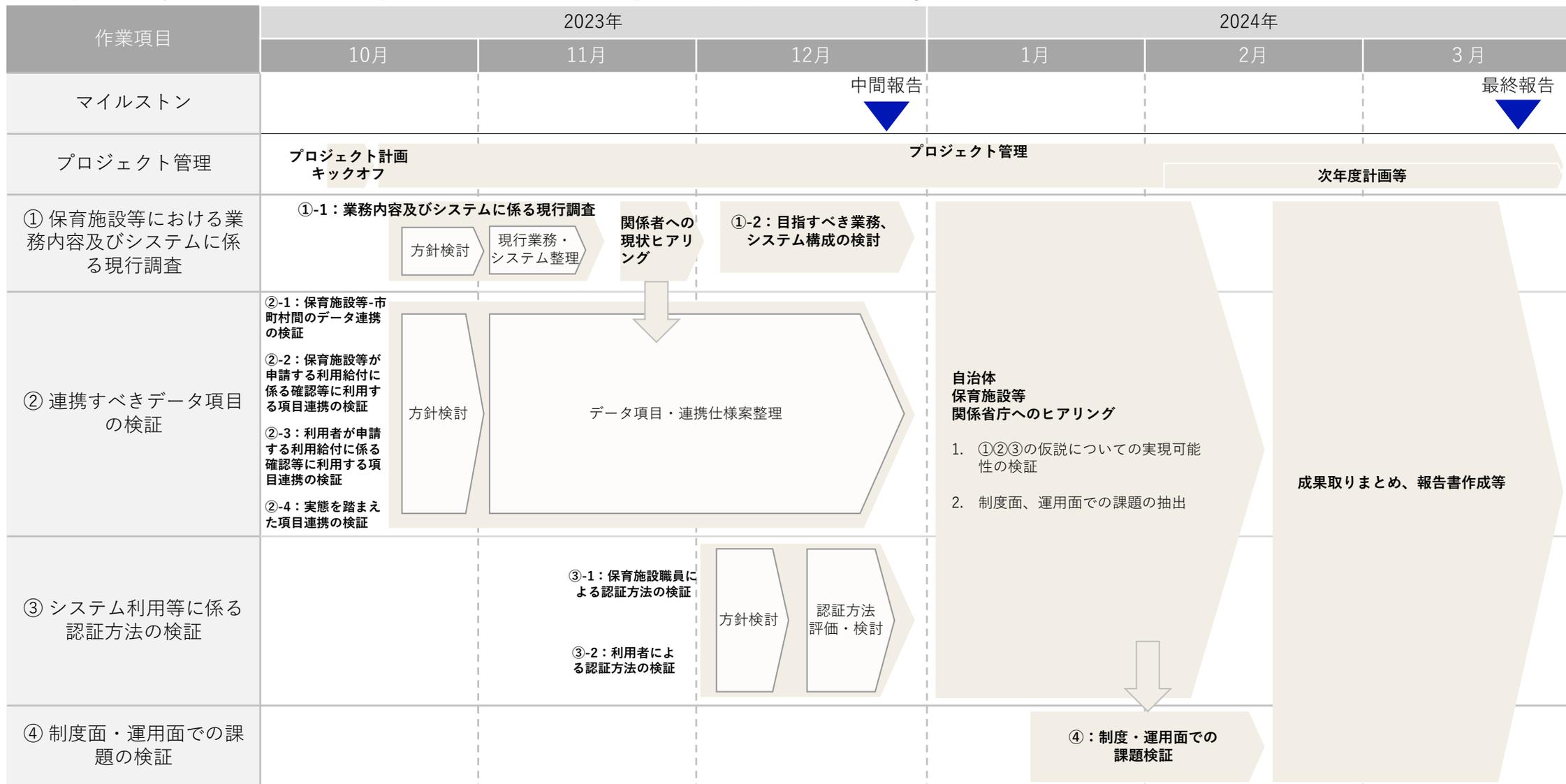
本調査では、給付業務のDXに係る業務、データ項目、連携仕様、システム構成等を検討し、実現に向けた課題等を抽出します。

給付の種類	検証項目	検証項目詳細	関係者
全体	① 保育施設等における業務内容及びシステムに係る現行調査	①-1：業務内容及びシステムに係る現行調査 ①-2：目指すべき業務、システム構成の検討	利用者⇔保育施設等 利用者⇔自治体 保育施設等⇔自治体
	④ 制度面・運用面での課題の検証	④ 制度面・運用面での課題の検証	
子どものための教育・保育給付施設型給付費	② 連携すべきデータ項目の検証	②-1：保育施設等-利用者-市町村間のデータ連携の検証 ②-2：保育施設等が申請する利用給付に係る確認等に利用する項目連携の検証	利用者⇔自治体 保育施設等⇔自治体
	③ システム利用等に係る認証方法の検証	③-1：保育施設職員による認証方法の検証	保育施設等⇔自治体
子育てのための施設等利用給付施設等利用費	② 連携すべきデータ項目の検証	②-1：保育施設等-利用者-市町村間のデータ連携の検証 ②-2：保育施設等が申請する利用給付に係る確認等に利用する項目連携の検証 ②-3：利用者が申請する利用給付に係る確認等に利用する項目連携の検証	保育施設等⇔自治体 利用者⇔保育施設等 利用者⇔自治体
	③ システム利用等に係る認証方法の検証	③-1：保育施設職員による認証方法の検証 ③-2：利用者による認証方法の検証	保育施設等⇔自治体 利用者⇔保育施設等 利用者⇔自治体
地域子ども・子育て支援事業(※)	② 連携すべきデータ項目の検証	②-1：保育施設等-利用者-市町村間のデータ連携の検証 ②-4：実態を踏まえた項目連携の検証	保育施設等⇔自治体 利用者⇔保育施設等 利用者⇔自治体
	③ システム利用等に係る認証方法の検証	③-1：保育施設職員による認証方法の検証	保育施設等⇔自治体

※自治体独自給付であるため、想定される一般的なプロセスについて検証

1.4 調査のスケジュール

本調査は、2023年10月から2024年3月に実施しました。



2. 保育給付費請求事務の現状調査

2.1 現状調査の概要

2.1.1 現状調査の全体像

本調査では、2023年11月に、給付業務の現行業務、システムの現況、課題等を地方自治体、保育施設等運営事業者にヒアリングしました。

分類	概要
調査の目的	地方自治体、保育施設等運営事業者における給付業務に係る業務プロセスや関連システム構成、課題認識を把握すること。
調査対象業務	<ul style="list-style-type: none">① 保育・教育に係る給付（施設型給付）事業 認定（申請・変更・取消）、請求（請求・確認・給付支払）② 施設等利用費給付事業 認定（申請・変更・取消）、請求（請求・確認・給付支払）③ 地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、病児保育事業） 利用申請、請求（請求・確認・給付支払）
調査の概要	<p><業務フロー></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実際の業務フロー、現状の課題をヒアリングする。 <p><システム構成></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行のシステム構成、特に電子申請と紙媒体の併用の実態をヒアリングする。 <p><標準様式のデータ項目></p> <ul style="list-style-type: none">・ 各請求書等の標準様式の利用状況と現状の課題をヒアリングする。・ 「③地域子ども・子育て支援事業」に係る請求書等の様式をヒアリングする。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後の保育DXに向けた期待や壁となりそうな点についてヒアリングする。

2.1.2 ヒアリング先

本調査では、複数の地方自治体、保育施設等運営事業者へヒアリングを実施し、異なる観点で現状や課題を整理しました。

ヒアリング先		特徴等
保育施設等運営事業者		<ul style="list-style-type: none">• 複数自治体（自治体D、自治体E）において保育施設を運営しており、異なる地方自治体の給付に対応する際の課題感等を把握する。• 利用者からの各種申請や園務についての電子化に先進的に取り組んでおり、今後のDXに向けた留意点等をお伺いする。
地方自治体	自治体A	<ul style="list-style-type: none">• 電子申請システムを先進的に導入しており、電子化におけるメリットや課題感をお伺いする。
	自治体B	
	自治体C	<ul style="list-style-type: none">• 紙での申請がメインであるため、今後のDXに向けた期待感や壁となりそうな点をお伺いする。

2.1.3 抽出された課題等のサマリ

抽出された課題のうち、今後のDXに向けて特に検討が必要な論点を記載します。詳細は「4. 今後の検討事項」において、次年度以降の取組への示唆として取りまとめています。

分類	DXに向けた課題等	解決の方向性（案）
業務面	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の仕組を構築したが、子ども・子育て支援システムとの連携ができず、結局紙で帳票を印刷し、手動でデータを登録しているため、業務負荷が高く、入力ミスも発生しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請データについて、給付確認等に係るシステムを介して、子ども・子育て支援システムへ連携する、実現可能性のあるシステム構成を検討し、標準仕様を策定する。
	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータル（ぴったりサービス）から申請データをダウンロードしても宛名番号が付与されないため、宛名番号を手動で付与する必要がある。申請管理システムを構築し、宛名番号の自動付与の仕組を構築すれば解決するが、電子申請の数が多いため、そこまでの仕組作りには着手していない。電子申請を実現するだけでなく、基幹システム等との連携の部分とうまく構築しないと、業務の改善にはつながらない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設によっては、ITリテラシーの低い施設もあり、かつ保育業務をしながらの対応となるため、使いやすくわかりやすい画面にしてほしいという要望が上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国としてユーザビリティ（登録画面にガイドを付ける等）を考慮した電子申請の（プリセット）画面を構築し、全国的に統一された電子申請の推進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 請求システムの導入時は、保育施設の職員が、システムの利用方法が分からずに、逆に不備が増えるケースが発生した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 使っていただく保育施設のサポートに当たっては、マニュアルを配るだけでなく、説明動画をアップしたり、コールセンターを開設するなど必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求関連書類の押印を不要とするよう事務連絡等で通達し、押印レスを推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> 請求関連書類の押印が会計規則上必須となっている地方自治体が存在し、短い提出期間の中で、紙で印刷した書類に押印をして提出することが保育施設側の業務負荷となっている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 国の加算情報の変更や公定価格の情報がリアルタイムに連携されれば、担当職員の業務負荷軽減につながるが、現状は都度対応が必要となり業務負荷がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の加算情報や公定価格等の給付制度関連のマスタ情報を、国として整備する。 	

2.1.3 抽出された課題等のサマリ

前頁続き

分類	DXに向けた課題等	解決の方向性（案）
業務面	<ul style="list-style-type: none">審査の自動化ができれば、自治体業務の手間が軽減できるが、現状は確認を目検で行っているため、手間がかかっている。	<ul style="list-style-type: none">電子申請データについて、給付確認等に係るシステムにて、システムで審査を実施可能とする仕様を検討する。
	<ul style="list-style-type: none">審査はマクロを組んで自動化しているが、ブラックボックス化している箇所もあり、完全に自動化できているわけではない。そのため、審査NGとなっている理由や箇所を確認する作業に負荷がかかっている。	
	<ul style="list-style-type: none">在籍児童一覧について、保育施設と自治体での認識齟齬により不備が多く発生している。保育施設と自治体にて同じデータを使うことができれば、タイムラグが無くなり、業務負荷が軽減される。	<ul style="list-style-type: none">保育施設と自治体が、リアルタイムで在籍児童等の情報のやり取りができる方策を検討する。
	<ul style="list-style-type: none">他自治体の保育施設を利用しているケースにおいては、認定情報を照会し、登録する必要があり、自治体への確認に手間がかかっている。	<ul style="list-style-type: none">認定区分等の情報について、自治体間で共有できる仕組みを検討する。
	<ul style="list-style-type: none">施設から自治体へ連携済みの在籍児童等の情報を何度も情報提供を行うことに工数がかかっている。自治体として、情報を蓄積し、そこから加算情報等が算出される仕組みを構築すれば、工数が削減できる。	<ul style="list-style-type: none">自治体として保持すべきデータ項目を検討し、給付確認等に係るシステムにて管理が可能となる方策を検討する。

2.1.3 抽出された課題等のサマリ

前頁続き

分類	DXに向けた課題等	解決の方向性（案）
システム面	<ul style="list-style-type: none">機微な情報をクラウド環境等にアップロードすることについて、保育施設等のセキュリティポリシー上許可されない保育施設があり、それにより電子化が進まないケースが発生している。	<ul style="list-style-type: none">電子申請におけるセキュアな認証方式、通信方式を検討する。また、ガバメントクラウドの活用等、安全なデータ管理の方策を検討する。
	<ul style="list-style-type: none">保育施設によっては、インターネット環境がなくメールもできない施設があり、電子申請の仕組みに対応できないケースが発生している。	<ul style="list-style-type: none">電子申請においては、スマートフォンやタブレット等からの申請が可能となる方策を検討する。
	<ul style="list-style-type: none">ぴったりサービスが使いづらい。データの一時保存ができない、夜の20時までしか作業ができない、途中でセッションが途切れる、帳票として印字箇所を指定する際、違う帳票を選択すると全てやり直しになる等、改善をしてほしい箇所がある。	<ul style="list-style-type: none">ぴったりサービス自体の使い勝手について、改善する方策を検討する。

2.1.3 抽出された課題等のサマリ

前頁続き

分類	DXに向けた課題等	解決の方向性（案）
制度面	<ul style="list-style-type: none">国から示されている標準様式は、項目数が多く実業務上利用しづらいため、独自様式を利用している。自治体間での差異が標準化されず、広域利用の児童の対応時等に、業務負荷がかかっている。給付認定に関して、細かな調整加点（雇用加算等）の計算方法が地方自治体によって基準が異なるため、自動化を進めることで、これまでの給付認定と差異が発生するケースが考えられる。公定価格は国で定められており共通だが、非常勤保育士の時間数の考え方等については、各自治体で異なる等、独自運用が多く存在するため、システムによる判定に切り替えた場合、これまでの給付額と差異が発生するケースが考えられる。地方単独事業として独自の助成制度を設けている場合が存在し、国として標準仕様を整備しても、自治体がこれまで通りの助成を行うためには、カスタマイズの対応が必須となる。地域子ども・子育て支援事業は市町村独自の事業となり、全国的な標準業務、様式が定められていないため、標準仕様を定めることが難しい。	<ul style="list-style-type: none">標準様式は、各自治体の様式の統合ではなく、必要な項目を精査したうえで、可読性が高い様式となるよう検討する。国としてシステム等を整備する際に、自治体間での計算方法等の差異をどの程度標準化すべきかを、検討する必要がある。国としてシステム等を整備する際に、制度の統一も含め、どの程度標準仕様として整備すべきかを検討する必要がある。

2.2 保育施設等運営事業者へのヒアリング 結果

2.2.1 現行業務プロセス

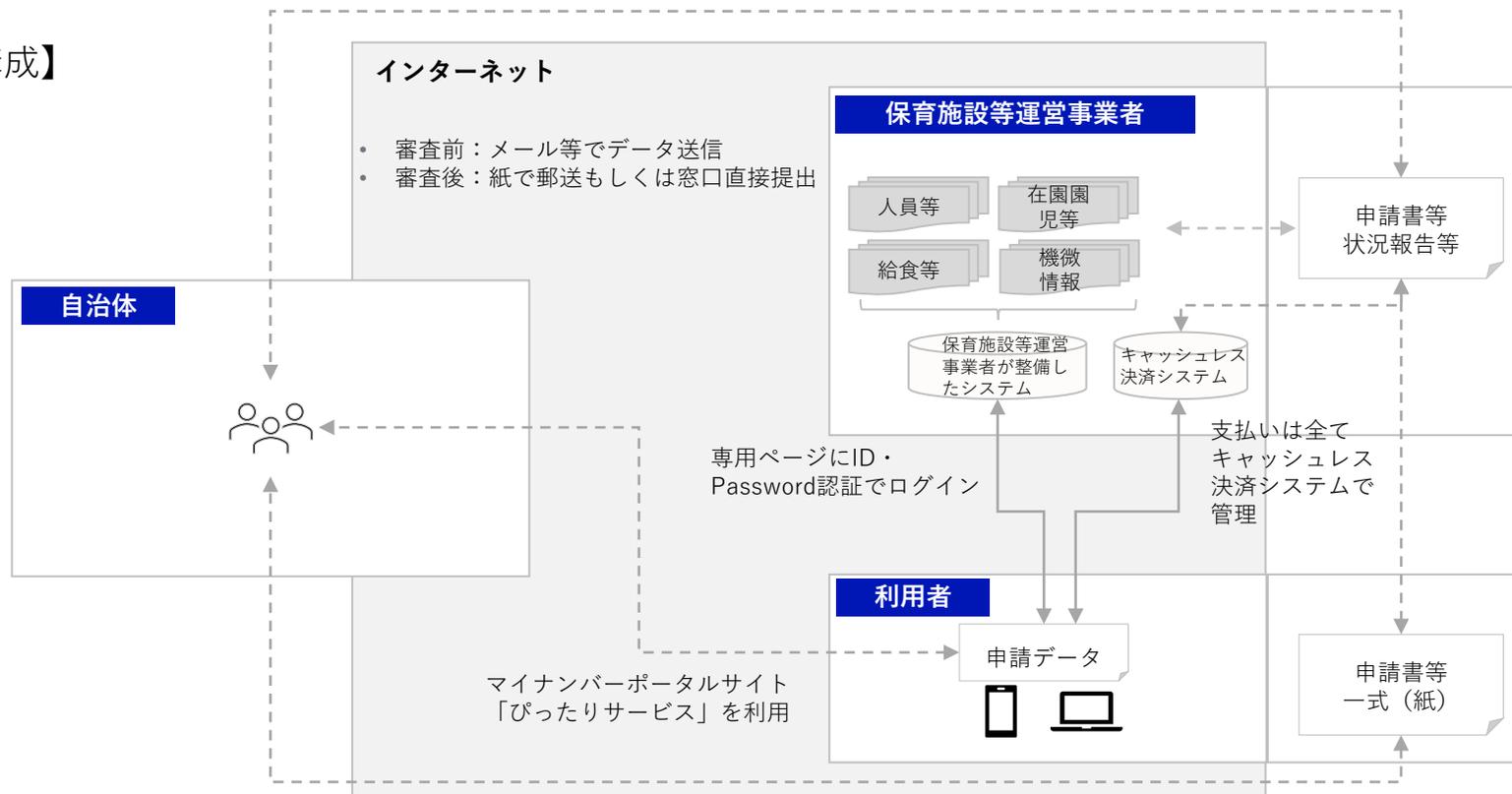
現行業務をヒアリングし、業務プロセスを整理しました。ヒアリング結果に基づき、子ども・子育て支援システムの標準業務フローをベースに作成したものとなります。

整理結果は別紙参照

2.2.2 現行システム構成

認定・請求に係る現行システム構成を整理しました。

【現行システム構成】



2.2.3 電子化の状況

現状、申請書等のうち電子化されている帳票を一覧にて整理しました。

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応 (自治体D)	電子申請対応 (自治体E)
1	保育・教育に係る給付 (施設型給付) 事業	認定	<ul style="list-style-type: none"> 給付認定申請書 利用申請書 マイナンバー記入用紙 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。)	○ ※原則紙で郵送。電子申請可能だが選考のための書類は窓口で提出必要	× (郵送or窓口)
2		請求	【状況報告】 <ul style="list-style-type: none"> 雇用状況表 公定価格加算・調整項目届出書 向上支援費加算状況等届出書 延長保育事業費加算状況等届出書 【請求明細データ】 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童) 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設) 【支払通知】 <ul style="list-style-type: none"> 審査結果通知書 	× (郵送or窓口)	× (郵送or窓口)
3	施設等利用給付事業	認定	<ul style="list-style-type: none"> 給付認定申請書 利用申請書 マイナンバー記入用紙 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。)	× (郵送or窓口)	× (郵送or窓口)
4		請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 提供証明書 施設等利用費請求書(償還払い用)(法定代理受領用) 【支払通知】 <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費支払通知書(償還払い用)(法定代理受領用) 	× (郵送or窓口)	× (郵送or窓口)

※当該保育施設等運営事業者の非対応帳票について、グレーアウトしています。

2.2.3 電子化の状況

前頁続き

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応 (自治体D)	電子申請対応 (自治体E)
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 補足給付確認書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)
6		請求	<ul style="list-style-type: none"> 補足給付費交付支払通知書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)
7	延長保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育申請書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)
8		請求	<p>【状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 延長保育事業加算状況等届出書 雇用状況表 家庭的保育補助者（補助員）用実績報告書 延長保育事業A B階層減免費内訳報告書 <p>【請求明細データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（児童） 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設） <p>【支払通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査結果通知書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)
9	病児保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育事業利用登録票 病児・病後児保育事業利用連絡書 病児・病後児保育事業利用申込書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)
10		請求	<ul style="list-style-type: none"> 提供証明書 請求書 支払通知書 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> × (郵送or窓口)

※当該保育施設等運営事業者の非対応帳票について、グレーアウトしています。

2.2.4 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針

ヒアリングにて抽出した課題等を整理しました。給付業務のデジタル化に向けて、詳細は「4. 今後の検討事項」において、次年度以降の取組への示唆として取りまとめています。

電子化により 解決できた 課題・効果

- ・ 利用者情報の更新が重要である。認定情報等は自治体から受領しているが、利用者の入力情報を正として顧客管理を行っている。保育者の確認工数削減など、大幅な業務負担軽減に寄与している。
- ・ 統一されたマスタデータで利用者情報等を管理しているため、データ加工や抽出が容易。他システムにも連携し、お便り帳等を作成。
- ・ キャッシュレス化により、利用料徴収に係る確認工数と心理的負担、利用実績作成の工数が削減できている。

現状の課題

【電子申請における課題】

- ・ 保育施設内部における情報管理（状況報告書類等）はクラウド上で管理できているにも関わらず、請求に関する書類は押印のうえ、紙で提出が必要。
- ・ 決定通知書等、紙で送られてくる書類は原本で保存している。

【業務プロセス上の課題】

- ・ 申請書作成において、年度が替わると様式が変更され、情報が反映されない等で、申請書を一から作成する必要がある。申請書は手入力に対応しているため当然転記ミスも発生する上、業務負荷もかかっている。
- ・ 毎月自治体から連携される在籍児童一覧と、施設で管理している児童一覧との差異が発生。立替後、翌月に遡って請求を行う業務負担が存在している。

【今後のデジタル化への期待】

- ・ 施設から自治体へ連携済みの情報を蓄積し、そこから加算情報等が算出される仕組みを構築すれば、何度も情報提供を行う工数が削減できる。
- ・ 在籍児童一覧について、保育施設と自治体にて同じデータを使うことができれば、タイムラグが無くなり、業務負荷が軽減される

【今後のデジタル化に関する壁や要検討事項】

- ・ 現場の保育者の声を反映したシステム設計を目指すべき。こどもの安全・安心を守り、利用者にとっても使いやすく、保育者の業務負荷が軽減される仕組みが必要である。
- ・ 保育者の勤務経歴について、保育士証等をベースに国で一元管理できるようにすべき。現状は照会システムがなく資格の有効性が確認できないため、資格の偽装等に気づくことができない。
- ・ システムが未導入の施設や、Excelがうまく利用できない施設も存在すると考えられる。システムはweb上で入力できるようにし、なるべく選択式とし、情報はマスタから取得し、不備が発生しないようにできるとよい。

今後の給付業務 のデジタル化 に向けて

2.3 自治体Aへのヒアリング結果

2.3.1 現行業務プロセス

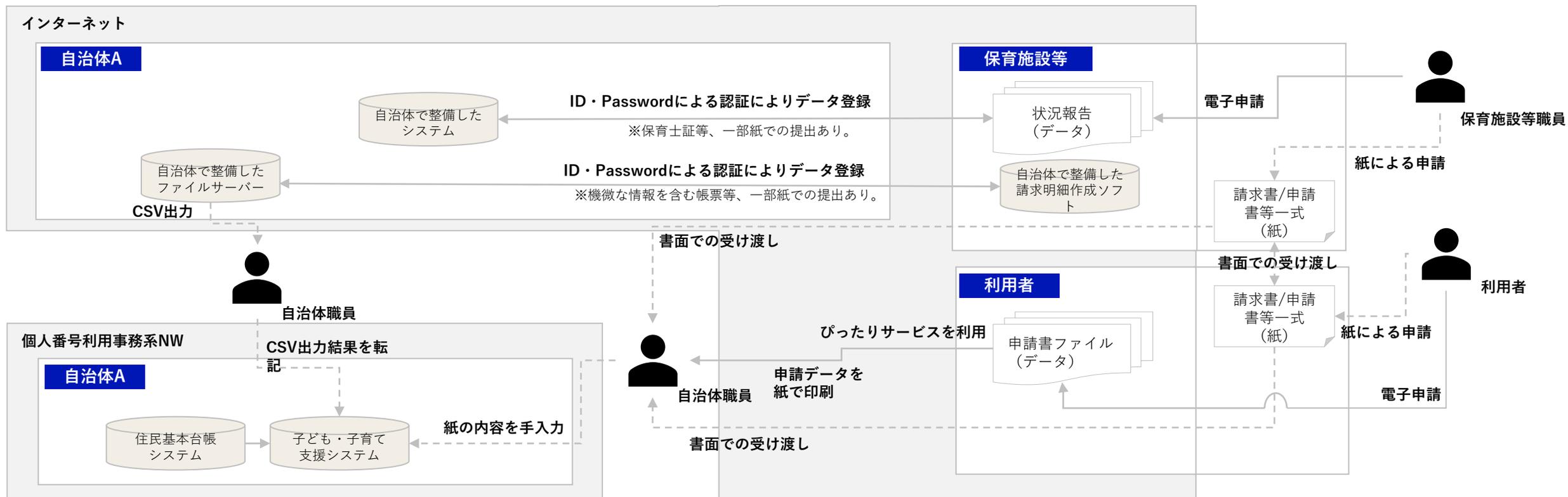
現行業務をヒアリングし、業務プロセスを整理しました。ヒアリング結果に基づき、子ども・子育て支援システムの標準業務フローをベースに作成したものとなります。

整理結果は別紙参照

2.3.2 現行システム構成

認定・請求に係る現行システム構成を整理しました。

【現行システム構成】



■ 認定の場合

- ・ 利用者から受け付けた電子申請を紙で印刷し、紙で受け付けた申請と併せて子ども・子育て支援システムへ手入力で転記している。（施設等利用給付の申請は現状紙の受付のみ）

■ 請求の場合

- ・ （法定代理受領）保育施設等から受け付けた電子申請は、インターネット上（一部紙での管理あり）にて管理し、審査後の請求データはCSVで出力し、子ども・子育て支援システムに転記している。
- ・ （償還払い）利用者から受け付けた電子申請を紙で印刷し、紙で受け付けた請求書と併せて、子ども・子育て支援システムへ手入力で転記している。

2.3.3 電子化の状況

現状、申請書等のうち電子化されている帳票を一覧にて整理しました。

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応
1	保育・教育に係る給付 (施設型給付) 事業	認定・利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 給付認定申請書 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。) 利用申請書 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(現時点では、給付認定申請と利用申請を合わせて行う申請のみ対象。利用調整を伴わない幼稚園等は対象外。)</p>
2		請求	<p>【状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用状況表 公定価格加算・調整項目届出書 向上支援費加算状況等届出書 延長保育事業費加算状況等届出書 <p>【請求明細データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童) 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設) 	<p style="text-align: center;">○</p> <p>(一部、必要に応じて保育士証等、紙にて連携する帳票あり。)</p>
3	施設等利用給付事業	認定	<ul style="list-style-type: none"> 給付認定申請書 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。) 	×
4		請求	<p>【法定代理受領】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費請求書 	×
5		請求	<p>【償還払い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供証明書 施設等利用費請求書 	○

2.3.3 電子化の状況

前頁続き

No	給付の種類	認定・請求・利用申請	帳票名	電子申請対応
6	実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書 ※私学助成幼稚園の場合のみ申請が必要。 	×
7		請求	<ul style="list-style-type: none"> 補足給付確認書 	×
8	延長保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育申請書 	— (保育施設と利用者のやり取りのため、保育施設等毎に対応が異なる。)
9		請求	<p>【状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 延長保育事業加算状況等届出書 雇用状況表 家庭的保育補助者（補助員）用実績報告書※ 延長保育事業A B階層減免費内訳報告書※ <p>【請求明細データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（児童） 子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設） 	○ (※がついている帳票は、紙での提出が必要。)
10	病児保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育事業利用登録票 病児・病後児保育事業利用連絡書 病児・病後児保育事業利用申込書 	— (保育施設と利用者のやり取りのため、保育施設等毎に対応が異なる。)
11		請求	<ul style="list-style-type: none"> 提供証明書 請求書 支払通知書 	○ (支払通知書は、郵送にて連携。)

ヒアリングにて抽出した課題等を整理しました。給付業務のデジタル化に向けて、詳細は「4. 今後の検討事項」において、次年度以降の取組への示唆として取りまとめています。

**電子化により
解決できた
課題・効果**

- 電子化することで、必須項目のバリデーションかけられるようになり、項目設定漏れがなくなった。法定代理受領の場合は、バリデーションチェック後に、承認することで給付金を払えるようになったため、記載誤りや押印漏れ等の修正業務が発生しなくなった。
- 紙の審査を電子化することで、対応工数が約半分となった。（業務のやり取り数が多い上位100業務に入っていたため、全庁的な動きと合わせ、電子化対応を行った。）
- 保育施設としては、郵送コストが削減できたことや、書類を郵送する手間の削減ができた。

現状の課題

【電子申請における課題】

- 保育士証、減免内訳表等の挙証資料についてはシステム開発、業務フローの検討が完了するまでは紙で対応している。（電子化の際は、LGWAN接続系ネットワーク内で管理できる仕組みにできるとセキュリティ上の課題はクリアされる。）
- 紙での書類作成に比べ、簡単に申請ができるようになったため、内容をあまり確認せずに申請してくることが多くなった。
- 審査ツールには、開発工数がかかった。特に、テストに人員を割いた。かつ、アップデートにもかなり工数がかかった。
- 保護者への電子申請開始の通知は、施設を通じて行ったが、認可外の施設に対しては、対応できていない。

【業務プロセス上の課題】

- 審査はマクロを組んで自動化しているが、ブラックボックス化しており、どこでNGとなっているかを確認するのが難しい。
- 生活保護世帯等の病児保育減免分の請求においては、委託費の支払時に実績報告にて包括しており、他の給付と併せて対応している。

2.3.4 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針

前頁続き

今後の給付業務 のデジタル化 に向けて

【今後のデジタル化への期待】

- 状況報告と請求明細を作成するシステムが別であり連携できていない。状況報告を管理するシステムと、子ども・子育て支援システムのつなぎの部分の整合性が合わない。出し入れの標準様式が定まれば業務改善につながる。
- 審査の自動化ができれば、自治体業務の手間が軽減できる。

【今後のデジタル化に関する壁や要検討事項】

- 施設外からアクセスができる状態で、保育士の個人情報などをやり取りするのがNGという施設がある。証明書等による制限が必要。雇用加算等の請求のプロセスが自治体によって異なる。システムを統一することも大事だが、業務フローの統一の方が先ではないか。
- 独自の助成をしている自治体は多いので、その対応をしないとイケない。
- ITリテラシーが高い施設ばかりではない。保育業務をしながらやっているもので、使いやすい画面にしてくれということもよく言われる。
- 使っていただく保育施設のサポートに当たっては、マニュアルを配るだけでなく説明動画をアップしたり、コールセンターを開設するなども必要である。
- 私学助成の副食費の申請は不備が多いので市が案を作成している。電子化されれば不備が少なくなり、申請ベースで給付できるのではないか。
- 各自治体や複数のシステムで同一情報をバラバラに管理することで、管理コストが上がっている。施設情報一つとってもWAM NETや各市の業務システムで同定や統一ができていないことや、更新がされないことなどがあり、広域利用の場合、都度施設の情報を確認している。情報のマスタとなるものと、情報連携をセットで考えて行政コストを下げる必要があるではないか。

2.4 自治体Bへのヒアリング結果

2.4.1 現行業務プロセス

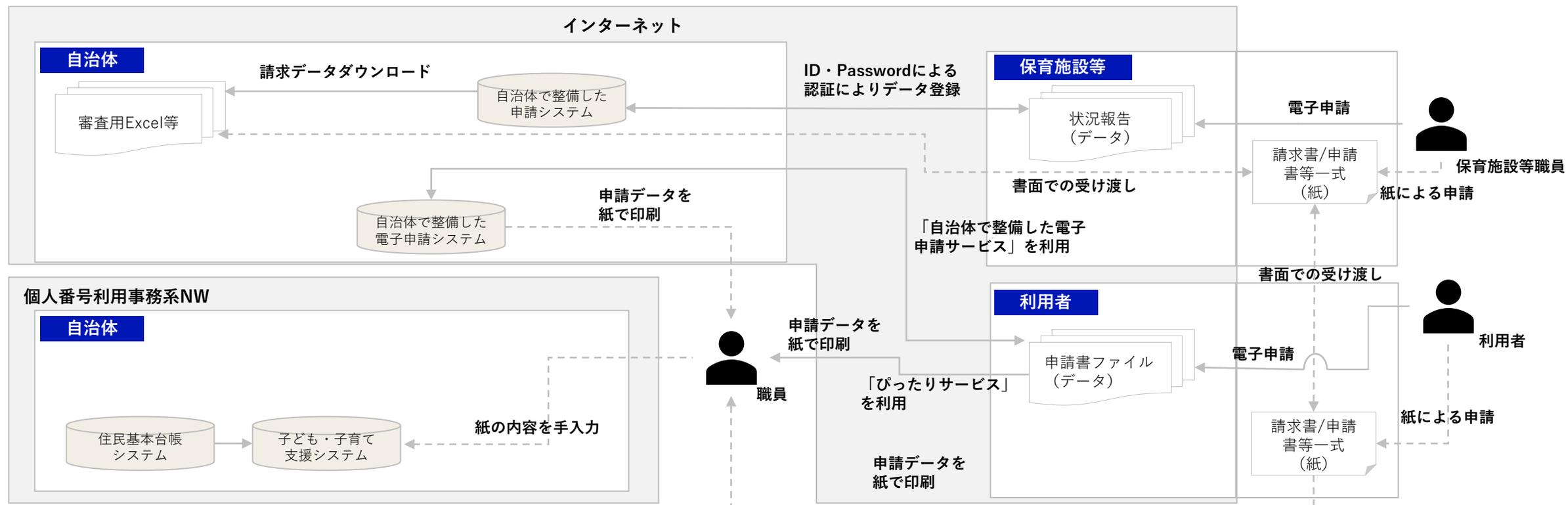
現行業務をヒアリングし、業務プロセスを整理しました。ヒアリング結果に基づき、子ども・子育て支援システムの標準業務フローをベースに作成したものとなります。

整理結果は別紙参照

2.4.2 現行システム構成

認定・請求に係る現行システム構成を整理しました。

【現行システム構成】



■ 認定の場合

利用者から受け付けた電子申請を紙で印刷し、紙で受け付けた申請と併せて、子ども・子育て支援システムへ手入力で転記している。（施設等利用給付の申請は、現状紙での受付のみ）

■ 請求の場合

（保育施設等→自治体）保育施設等から受け付けた電子申請は、自治体で整備したシステム上にて管理する。審査において、自治体で整備したシステム上で確認しきれない事項は、Excelのマクロを利用している。（現状、1法人からは紙での請求を受け付けている。）

（利用者→自治体）利用者から紙で申請を受け付け、子ども・子育て支援システムへ手入力で転記している。

2.4.3 電子化の状況

現状、申請書等のうち電子化されている帳票を一覧にて整理しました。

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応
1	保育・教育に係る給付（施設型給付）事業	認定	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書 （その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。） 	○ （ぴったりサービスと、自治体で整備した電子申請サービスを利用。）
2		請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 請求書 	○
3	施設等利用給付事業 ※償還払い	認定	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書 （その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。） 	× （郵送または窓口での申請。）
4		請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費請求書 提供証明書 【支払】 <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費支給額のお知らせ 	× （郵送または窓口での申請。）

2.4.3 電子化の状況

前頁続き

No	給付の種類	認定・請求・利用申請	帳票名	電子申請対応
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用申請・請求	<ul style="list-style-type: none"> 副食費の実費徴収に係る補足給付費交付申請書 (その他、給食費の支払がわかる領収書、通帳の写し等必要に応じて添付。) 	<p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(郵送または窓口での申請。)</p>
6	延長保育事業	利用申請	(保育施設と利用者のやり取りとなる。)	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">(保育施設と利用者のやり取りのため、保育施設等毎に対応が異なる。)</p>
7		請求	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告 (延長保育) 	<p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(郵送または窓口での申請。)</p>
8	病児保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育事業利用登録票 病児・病後児保育室 医師連絡票 	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">(保育施設と利用者のやり取りのため、保育施設等毎に対応が異なる。)</p>
9		請求	(自治体から事業者への支払いは、委託費の支払いに包含。)	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">(自治体から事業者への支払いは、委託費の支払いに包含。)</p>

2.4.4 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針

ヒアリングにて抽出した課題等を整理しました。給付業務のデジタル化に向けて、詳細は「4. 今後の検討事項」において、次年度以降の取組への示唆として取りまとめています。

電子化により 解決できた 課題・効果

- 教育・保育給付認定について、ぴったりサービスの申請フォームの改修と、利用者への周知を行ったことで、電子申請の利用が増加した。申請フォームは、入力漏れがない仕組みとすることで、記入漏れによる不備が減少した。
- 保育施設から自治体への請求業務では、システム導入後の間もない時期に比べ、現在は保育施設側の職員も慣れてきており、不備の発生が落ち着いてきている。システム上に前月の入力情報が残っているため、保育施設側の職員は、それを基にして当月分の請求データを作成できるようになったため、間違いも発生しづらくなっている。

現状の課題

【電子申請における課題】

- 保育施設から自治体への請求業務では、幼保連携型の認定こども園の1法人では、インターネット環境がなくメールも出来ないとのことで、請求システムの導入ができておらず、紙での請求が続いている。
- 請求システムは、今年度導入したばかりであり、保育施設の職員が、システムの利用方法が分からずに、逆に不備が増えたケースがあった。
- 請求システムの構築では、公定価格は国で定められており共通だが、非常勤保育士の時間数の考え方等は各自治体で異なる。このような自治体固有の条件について、開発事業者とのすり合わせに工数を割いた。
- 開発事業者とのやり取りの中で、意図が正しく伝わっていなかったこともあり、構築に1年を費やしたが未だ完了しておらず、継続して追加している機能がある。
- 請求システム上に請求内容の確認をする機能を実装しているが、ロジックを完全にシステム化できておらず、別途Excelにて職員の配置情報や保育士の過不足状況等を確認している。
- 電子申請を導入しているものの、現状は紙で印刷し、不備を確認したうえで、子ども・子育て支援システムにデータを登録している。

【業務プロセス上の課題】

- 請求書については、押印レスが進んでいないため、最終的な請求書は紙で印刷をして押印したものを受領するフローとなっている。国として推進をすれば押印レスは進む認識である。

2.4.4 電子化による効果・課題、今後の課題整理の方針

前頁続き

今後の給付業務 のデジタル化 に向けて

【今後のデジタル化への期待】

- ぴったりサービスは国から指定されているという理由で利用しており、今後、国としてぴったりサービスから基幹システムへの連携が整備されていくことを期待している。
- 公定価格等の国で共通の部分はCSVで抽出できるようにし、システムに連携できるようになれば、システムの構築に係る業務負荷は軽減され、検証の手間も省略できる見込みである。
- 児童の情報は入園後にメールで自治体から保育施設へ送付しているが、施設は全ての情報を欲しがるため、全てに対応すると工数がかかる。システムから情報を抽出でき、施設に対して連携できる仕組みがあると理想である。

【今後のデジタル化に関する壁や要検討事項】

- 給付認定に関して、点数は職員による判断が必要であり、どのように自動化すべきか、という点が課題と考える。
- 就労証明書は標準化されており、標準様式を基準とするのであれば点数化の対応は可能だが、就労以外の要件は標準化されておらず、例えば細かい調整加点は自治体によって異なる。中途半端に自動化を進め、間違いが増えれば利用者にとって不利益になると思慮。
- ぴったりサービスが使いづらい。データの一時保存ができない、夜の20時までしか作業ができない、途中でセッションが途切れる、帳票として印字箇所を指定する際、違う帳票を選択すると全てやり直しになる等、改善してほしい箇所がある。

2.5 自治体Cへのヒアリング結果

2.5.1 現行業務プロセス

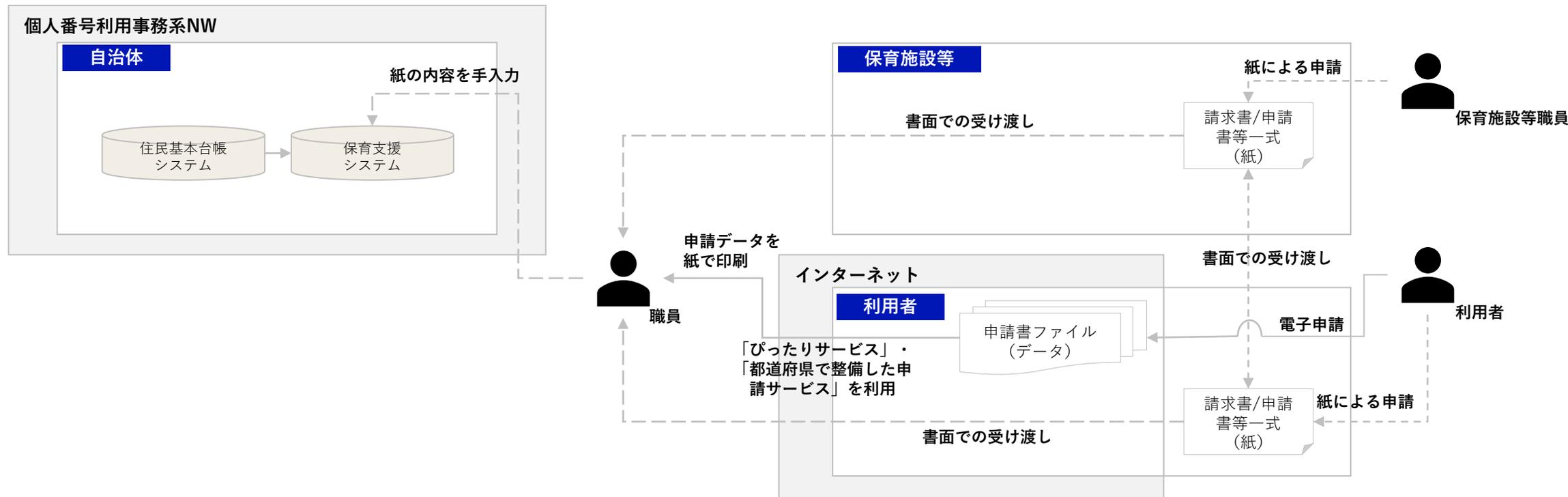
現行業務をヒアリングし、業務プロセスを整理しました。ヒアリング結果に基づき、子ども・子育て支援システムの標準業務フローをベースに作成したものとなります。

整理結果は別紙参照

2.5.2 現行システム構成

認定・請求に係る現行システム構成を整理しました。

【現行システム構成】



■認定の場合

びったりサービス、都道府県で整備した電子申請の利用者は現状存在しない状況。保育・教育認定申請と施設等利用給付申請は、併用様式で全て紙による申請を受付け、保育管理システムに手入力している。

■請求の場合

(法定代理受領) 施設から紙の請求書を受領し、会計システムに入力、支払いを行っている。保育支援システムには確定した支払状況を入力している。
(償還払い) 利用者から紙で受け付けた請求書を保育支援システムに入力している。

2.5.3 電子化の状況

現状、申請書等のうち電子化されている帳票を一覧にて整理しました。

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応
1	保育・教育に係る給付 (施設型給付) 事業	認定	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。) 	○
2		請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 請求書 請求明細書 	× (郵送または窓口での申請。)
3	施設等利用給付事業 ※償還払い	認定	<ul style="list-style-type: none"> 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (その他、保育を必要とすることを証明する書類等を必要に応じて添付。) 	× (郵送または窓口での申請。)
4		請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費請求書 (償還払い用) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書 活動報告書 	× (郵送または窓口での申請。)
5	施設等利用給付事業 ※法定代理受領	請求	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費請求書 (法定代理受領用) 	× (郵送または窓口での申請。)

2.5.3 電子化の状況

前頁続き

No	給付の種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	電子申請対応
6	実費徴収に係る補足給付を行う事業	請求	<ul style="list-style-type: none"> 実費徴収に係る補足給付事業助成金交付申請書兼請求書 	×
7	延長保育事業	利用申請	<ul style="list-style-type: none"> －（利用者と施設間でのやりとり） 	－ (利用者と施設間でのやりとりのため、施設による。)
8		請求	<ul style="list-style-type: none"> －（補助金の中で、一括申請で実施） 	－ (補助金の中で、一括申請で実施。)
9	病児保育事業 病後児保育事業	請求	<p>【請求】 ※申請事例なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用費請求書（償還払い用） 提供証明書 	×

ヒアリングにて抽出した課題等を整理しました。給付業務のデジタル化に向けて、詳細は「4. 今後の検討事項」において、次年度以降の取組への示唆として取りまとめています。

現状の課題

【業務プロセス上の課題】

- ・ 施設型利用給付については、年度初めに概算で計算をし、毎月支払いとなっている。その後、年度末に精算を行う形をとっているため、年度末に業務負荷が偏っている。
- ・ 施設等利用給付申請において、提供証明書の内容と請求書の内容に不一致があることが多い。特に提供日数の差異が多いが、現状は目検で確認を行っているため、手間がかかっている。
- ・ 他自治体の保育施設を利用しているケースにおいては、認定情報を照会し、登録する必要があり、手間がかかっている。

給付業務のデジタル化に向けて

【今後のデジタル化への期待】

- ・ 国の加算情報の変更や公定価格の情報がリアルタイムに連携できれば、担当職員の業務負荷軽減につながる。
- ・ 国の求める基礎数値（毎年）等、様式として出力可能とすることで、業務負荷の軽減につながる。
- ・ 在籍児童一覧について、保育施設と自治体にて同じデータを使うことができれば、タイムラグが無くなり、業務負荷が軽減される。

【今後のデジタル化に関する壁や要検討事項】

- ・ 施設から提示される提供証明書や、利用者、施設から提示される請求書等を含め、押印が不要とできれば電子化は可能と考えられる。現状は提供者の押印が必要となっている（市の会計規則上押印が必要）。
- ・ 施設の賛同をどれだけ得られるかによると思慮。現状、書類等を電子ではなく紙で提供されたいとの施設もあり、そういった施設が残ることも考えられる。
- ・ マイナポータル（ぴったりサービス）から申請データをダウンロードしても宛名番号が付与されないため、宛名番号を手動で付与する必要がある。申請管理システムを構築し、宛名番号の自動付与の仕組みを構築すれば解決するが、電子申請の数が多いと、そこまでの仕組み作りには着手していない。電子申請を実現するだけでなく、基幹システム等との連携の部分等をうまく構築しないと、業務の改善にはつながらないと思慮。
- ・ 仮に自治体にて電子申請のシステムを構築する場合、LGWAN接続系ネットワークから個人番号利用事務系ネットワークへ接続する際の仕組みとして、自治体内に連携サーバーを設置するケースは少ないのではないかと考えている。LGWAN-ASPを利用し、連携の仕組みを構築しているケースが多いと考えている。

その他要望等

【標準様式について】

- ・ 国から示されている標準様式は、項目数が多く実業務上利用しづらいため、独自様式を利用している。例えば、加算情報について細かく内容を記載する必要があるが、どの部分を確認すれば最終的な数値なのかがわかりづらいと考えている。

3. 保育施設等管理システム連携における仕様整理

3.1 業務仕様案

3.1.1 業務仕様案

子ども・子育て支援システムの標準業務フロー及び現行調査ヒアリングの結果を受け、業務仕様案を検討しました。

給付の種類	インプット情報
(ア)子どものための教育・保育給付	• 【子子】別紙1_業務フロー及びツリー図（※）の「6.1.事業所請求管理」を基に、ToBe業務に更新する。
(イ)子育てのための施設等利用給付	• 【子子】別紙1_業務フロー及びツリー図（※）の「11.1.事業所・保護者請求管理」を基に、ToBe業務に更新する。
(ウ)地域子ども・子育て支援事業 ※延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、病児保育事業を対象とする。	• 現行ヒアリングで整理した業務フローを基に、ToBe業務に更新する。



整理結果は別紙参照



3.2 データ項目案

3.2.1 データ項目案の全体像

標準様式及び現行調査においてヒアリングした内容をもとにデータ項目案を作成しました。
詳細は別紙のデータ項目案一覧を参照ください。

(ア) 子どものための教育・保育給付

【業務の種類：認定】

・・・自治体および保育施設から受領した様式

【業務の種類：請求】

・・・内閣府発出「施設型給付費等に係る請求書の標準的な様式について（令和4年10月31日事務連絡）」
において示されている統一様式

(イ) 子育てのための施設等利用給付

【業務の種類：認定・請求】

・・・内閣府「施設等利用給付事務等の実務フロー【第4版】」において示されている施設等利用給付事務等に係る参考様式

(ウ) 地域子ども・子育て支援事業

【業務の種類：利用申請・請求】

・・・自治体および保育施設から受領した様式（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付、病児保育事業）

This image shows a screenshot of a data entry form for childcare subsidies. The form contains various fields for identifying the applicant and the facility, and a large table for recording payment details. A prominent red 'Sample' watermark is overlaid on the form.

This image shows a reference form for facility utilization payment requests. It is divided into two columns: '施設等利用給付に係る請求の参考様式' (Reference form for requests) and '施設等利用給付に係る認定の参考様式' (Reference form for recognition). A red 'Sample' watermark is overlaid on the form.

This image shows a reference form for extended childcare, titled '延長保育申込書' (Extended Childcare Application Form). It includes fields for the applicant's name, address, and contact information, as well as a table for recording application details. A red 'Sample' watermark is overlaid on the form.

※本調査スコップでは主に保育施設等-自治体間のデータ連携項目を整理しています。また、利用者-自治体、利用者-保育施設等については、一部業務フロー上で説明のある帳票のみ対象としています。なお、本調査スコップにおいて、データ項目の整理を目的としており、正規化は未対応です。

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

(ア) 子どものための教育・保育給付の認定に係るデータ項目案の整理対象帳票を記載します。

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
1	認定	教育・保育給付認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定子ども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	利用者⇒自治体
2	認定	利用施設等届出書（利用申込書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 認定子ども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	利用者⇒自治体
3	認定	マイナンバー記入用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定子ども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	利用者⇒自治体
4	認定	教育・保育給付認定変更申請書		利用者⇒自治体
5	認定	教育・保育給付認定取消申請書		利用者⇒自治体
6	認定	認定情報 （自治体から保育施設等へ連携する資料）		利用者⇒自治体
			自治体⇒保育施設等	

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

（ア）子どものための教育・保育給付の請求に係るデータ項目案の整理対象帳票を記載します。

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
1	請求	幼稚園	幼稚園	保育施設等⇒自治体
2	請求	保育所	保育所	保育施設等⇒自治体
3	請求	認定こども園	認定こども園	保育施設等⇒自治体
4	請求	家庭的保育事業	家庭的保育事業	保育施設等⇒自治体
5	請求	小規模保育事業A型	小規模保育事業	保育施設等⇒自治体
6	請求	小規模保育事業B型	小規模保育事業	保育施設等⇒自治体
7	請求	小規模保育事業C型	小規模保育事業	保育施設等⇒自治体
8	請求	事業所内保育事業(定員19人以下A型)	事業所内保育事業	保育施設等⇒自治体
9	請求	事業所内保育事業(定員19人以下B型)	事業所内保育事業	保育施設等⇒自治体
10	請求	事業所内保育事業(定員20人以上)	事業所内保育事業	保育施設等⇒自治体
11	請求	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	保育施設等⇒自治体

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

（イ）子育てのための施設等利用給付の認定に係るデータ項目案の整理対象帳票を記載します。

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
1	認定	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付を受けない幼稚園 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部 	利用者⇒自治体
2	認定	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園 特別支援学校 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育 子育て援助活動支援事業 	利用者⇒自治体
3	認定	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（法第19条第1項第1号）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園 特別支援学校 	利用者⇒自治体

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

前頁続き

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
4	認定	施設等利用給付認定変更届	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園・ 認定こども園・ 施設型給付を受けない幼稚園・ 国立大学付属幼稚園・ 特別支援学校・ 特別支援学校幼稚部・ 認可外保育施設・ 一時預かり事業・ 病児保育・ 子育て援助活動支援事業	利用者⇒自治体

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

（イ）子育てのための施設等利用給付の請求に係るデータ項目案の整理対象帳票を記載します。

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
1	請求	施設等利用費請求書（償還払い用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園(新制度移行園除く) ・ 国立大学附属幼稚園 ・ 特別支援学校幼稚部 	利用者⇒自治体
2	請求	施設等利用費請求書（法定代理受領用）		保育施設等⇒自治体
3	請求	施設等利用費請求金額内訳書		保育施設等⇒自治体
4	請求	施設等利用費請求書（償還払い用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 特別支援学校幼稚部の預かり保育事業 	利用者⇒自治体
5	請求	施設等利用費請求書（償還払い用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育 ・ 子育て援助活動支援事業 	利用者⇒自治体
6	請求	施設等利用費請求書（法定代理受領用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 	保育施設等⇒自治体
7	請求	施設等利用費請求金額内訳書		保育施設等⇒自治体

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

前頁続き

No	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
8	請求	月ごとの在園児名簿	<ul style="list-style-type: none"> 未移行幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部 	保育施設等⇒自治体
9	請求	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園(新制度移行園除く) 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部 	保育施設等⇒自治体 または (保育施設等⇒)利用者⇒自治体
10	請求	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育 	保育施設等⇒自治体 または (保育施設等⇒)利用者⇒自治体
11	請求	特定子ども・子育て支援提供証明書	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校) 認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 	保育施設等⇒自治体 または (保育施設等⇒)利用者⇒自治体
12	請求	活動報告書	<ul style="list-style-type: none"> 子育て援助活動支援事業 	保育施設等⇒自治体 または (保育施設等⇒)利用者⇒自治体

3.2.1 データ項目案の全体像（整理対象帳票）

（ウ）地域子ども・子育て支援事業の利用申請・請求に係るデータ項目案の整理対象帳票を記載します。

No	給付種類	認定・請求 ・利用申請	帳票名	対象保育施設	連携元→連携先
1	延長保育 事業	利用申請	延長保育申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	利用者⇒保育施設等
2		利用申請	延長保育利用承諾通知書		保育施設等⇒利用者
3		請求	延長保育利用実績データ		保育施設等⇒自治体
4		利用申請	延長保育解除申請書		利用者⇒保育施設等
5	実費徴収に 係る補足給 付を行う 事業	利用申請	交付認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 	利用者⇒自治体 または 保育施設等⇒自治体
6		請求	補足給付費交付支払通知書		自治体⇒保育施設等⇒利用者 または 自治体⇒利用者
7	病児保育 事業	利用申請	病児・病後児保育事業利用登録票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育 	利用者⇒保育施設等
8		利用申請	病児・病後児保育事業利用申込書		利用者⇒保育施設等
9		請求	提供証明書		利用者⇒自治体
10		請求	請求書		利用者⇒自治体
11		請求	施設等利用費支払通知書		自治体⇒利用者

3.2.1 データ項目案の全体像（クラス分類）

データ項目を世帯情報、事業者情報、利用情報の3つに分類。それぞれLv1～3で階層を分けて整理しています。

LV	分類																
クラス分類 LV1	世帯情報				事業者情報							利用情報					
クラス分類 LV2	保護者	児童	保護者および同居者	認定情報	事業者	施設	請求金額算定内訳	請求金額算定内訳<教育>	請求金額算定内訳<保育>	請求金額算定内訳<地域枠の子ども>	請求金額算定内訳<従業員枠の子ども>	日付・時間	金額	在籍児童利用情報	認定子ども種類	その他	
クラス分類 LV3	氏名	氏名	氏名	認定種別	法人名	施設名	基本分単価	基本分単価	基本分単価	基本分単価	基本分単価					教育標準時間認定子ども	
	住所	住所	住所	認定番号	住所	住所	基本加算部分	基本加算部分	基本加算部分	基本加算部分	基本加算部分					保育認定子ども	
	生年月日	生年月日	生年月日	有効期間	電話番号	電話番号	調整部分	調整部分	調整部分	調整部分	調整部分					保育短時間認定子ども	
	電話番号	電話番号	電話番号	障害児	代表者名	施設区分	特定加算部分	特定加算部分	特定加算部分	特定加算部分	特定加算部分					保育標準時間認定子ども	
	マイナンバー	マイナンバー	マイナンバー	分園	施設長または設置者	園長・施設長の氏名											
	保育を必要とする理由	性別		保育必要量区分	会員番号	施設番号											
	続柄	年齢			所属団体名	保育時間											
	請求情報	No.			役職名												
				請求情報													

3.3 システム構成案及び連携仕様案

3.3.1 検討したシステム構成案のパターン

今後の方向性として3パターンを検討しました。このうち運用面で自治体の負担が少なく、かつ全国で制度と業務の標準化、統一化の推進が図られる点において、パターン①を推奨します。

パターン	メリット	懸念点等
<p>①国が「給付確認等に係るシステム」を新たに整備し、給付業務に係るDXを実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体でのシステム整備が不要となり、コスト面、ITリテラシー面等での懸念がない。 自治体における制度改正等による改修の省コスト化が可能。 制度、業務の標準化、統一化が推進される。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体独自運用、制度解釈のばらつきが多く存在するため、全国的に統一された仕様を定めた場合に、対応できない懸念がある。 統一的な制度を策定し、仕様を検討する場合には、現状の運用からの変更による混乱も予想される。 国による維持管理が必要となる。
<p>②地方自治体が「給付確認等に係るシステム」（仮称）を新たに整備し、給付業務に係るDXを実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体独自運用を取り込んだシステム構築が可能となる。 制度解釈に幅を持たせた運用が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在も電子申請システムを導入している地方自治体は多いが、子ども・子育て支援システムへの連携まで実現しておらず、業務効率化につながっていないことも多い。（コスト面や費用対効果面で実現していないという声あり。）
<p>③地方自治体が「子ども・子育て支援システム」を拡張し、給付業務に係るDXを実現</p>		<ul style="list-style-type: none"> 制度、業務の標準化、統一化が図れない。 自治体で維持管理が必要となる。 自治体標準システムの仕様については、令和7年度までは制度改正、政策上必要な変更のみが行われる見込みである。

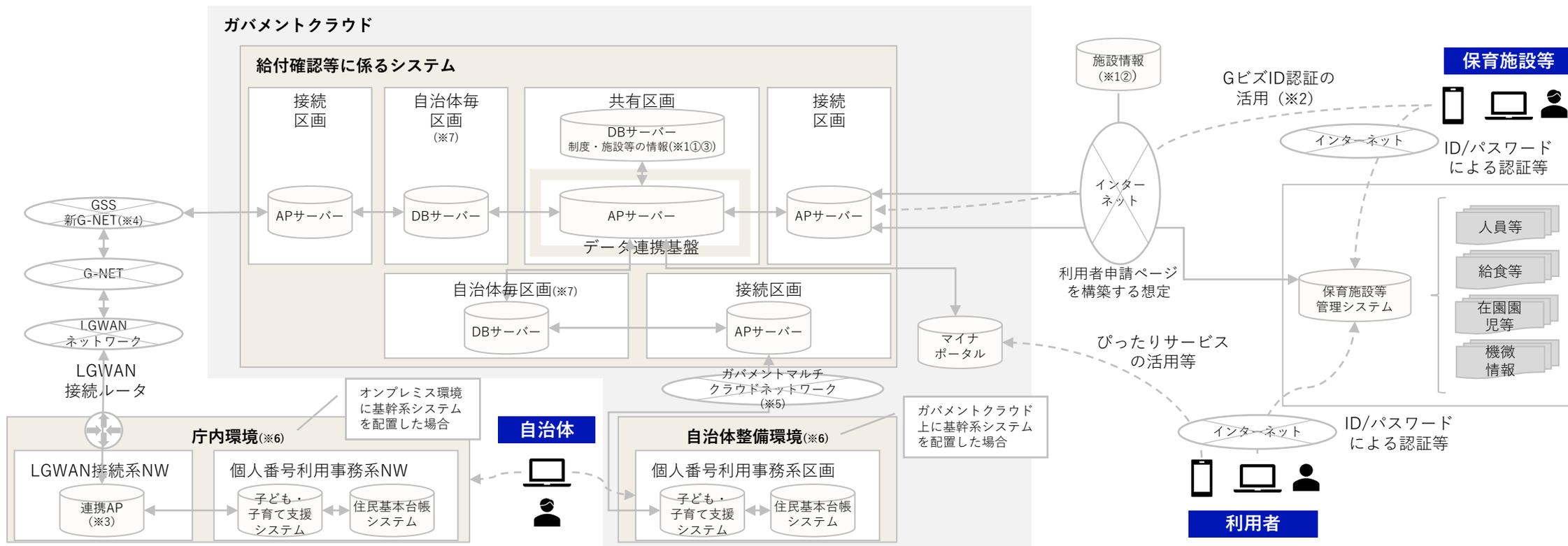
パターン①についての詳細検討結果を次頁以降に記載。

3.3.2 システム構成案

パターン①のシステム構成案を記載します。

【前提】

- 「保育施設等管理システム」は、各事業者が導入・運用する想定。データ連携のためのガイドラインを国が策定する。
- 「給付確認等に係るシステム」は、全国の自治体、施設、利用者を接続できるよう国としてシステムを整備する。
- 「給付確認等に係るシステム」は、こども家庭庁にて構想されている「保育現場での各種業務に係るデータベース」の1機能としてパイロット的に構築していく想定。



※1 ①公定価格等の国の制度で定期改定のあるもの、②保育施設等の情報（現状ではこのeサーチ等が考えられる）、③施設の認定情報や月初人数等の随時更新されるもの（市町村管理）が想定。

※2 保育施設担当者は、インターネット上に公開された認証ページにGビズIDを入力しログイン。アカウント種類の判別や認可に係る部分は給付確認等に係るシステム側で制御。

※3 APは国から配布。サーバーや通信の設定等についてはガイドラインで指定。

※4 LGWANの次回更改まで、G-NETは存続する予定であるが、更改以降の構成については要検討。GSS/新G-NETからの接続の具体的な実現策は今後要検討。

※5 令和7年度に向けて整備予定のものを利用想定。ガバメントマルチクラウドネットワークの各種前提や制約、仕様が判明次第、再度検討。

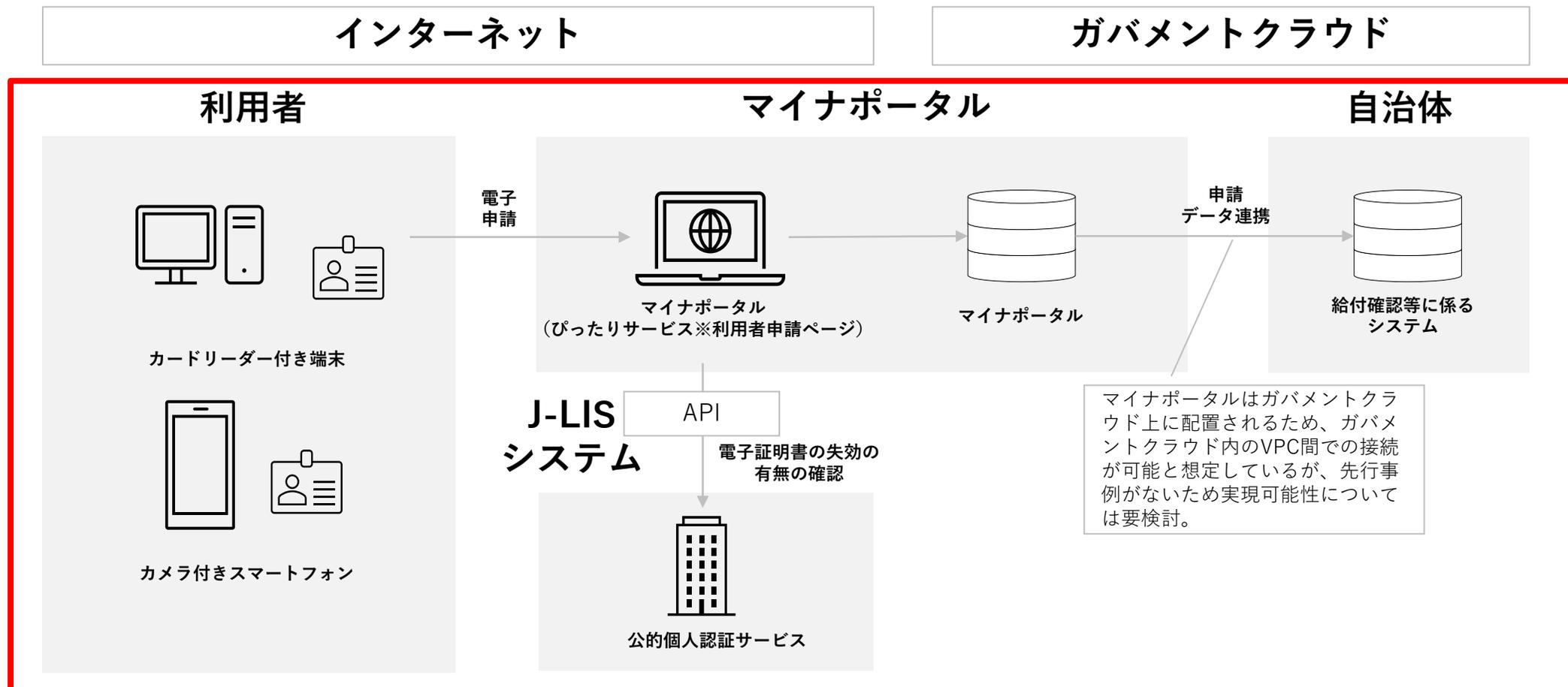
※6 子ども・子育て支援システム等の基幹システムについては、庁内のオンプレミス環境等に配置されている場合と、ガバメントクラウド上に置かれている場合があると想定しているため、それぞれの接続ルートについて記載している。

※7 本構成においては、自治体毎に区画を分けてデータを格納する想定であるが、運用負荷やコスト、セキュリティ要件等を踏まえ、複数自治体の共有等も検討する。

3.3.3 連携仕様案

利用者-自治体間の連携仕様、整備の役割分担について整理しました。

ぴったりサービスを活用した利用者-自治体の連携仕様案

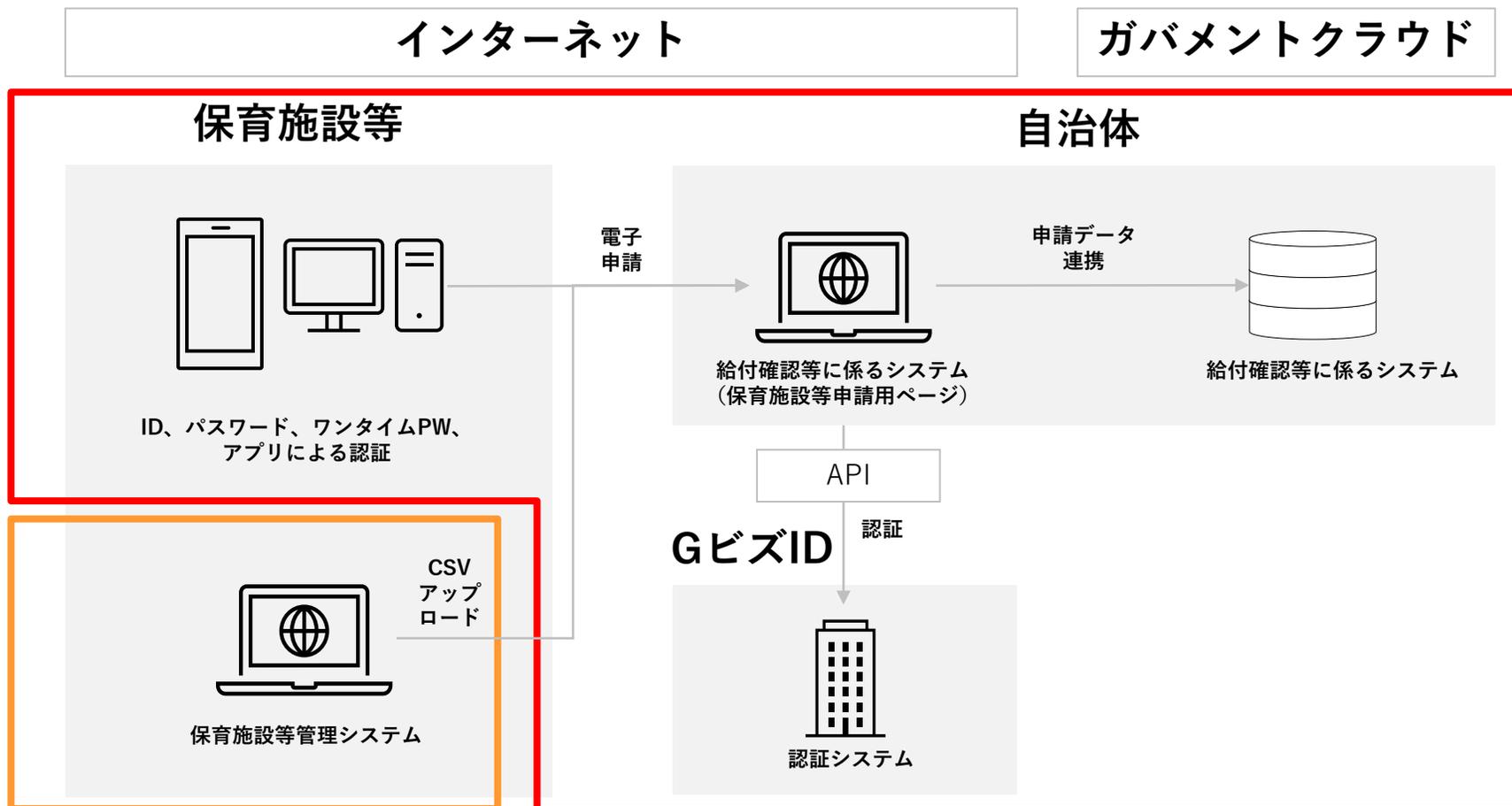


国としてシステムを整備し、自治体へ提供する範囲

3.3.3 連携仕様案

保育施設-自治体間の連携仕様、整備の役割分担について整理しました。

GビズIDを活用した保育施設-自治体の連携仕様案



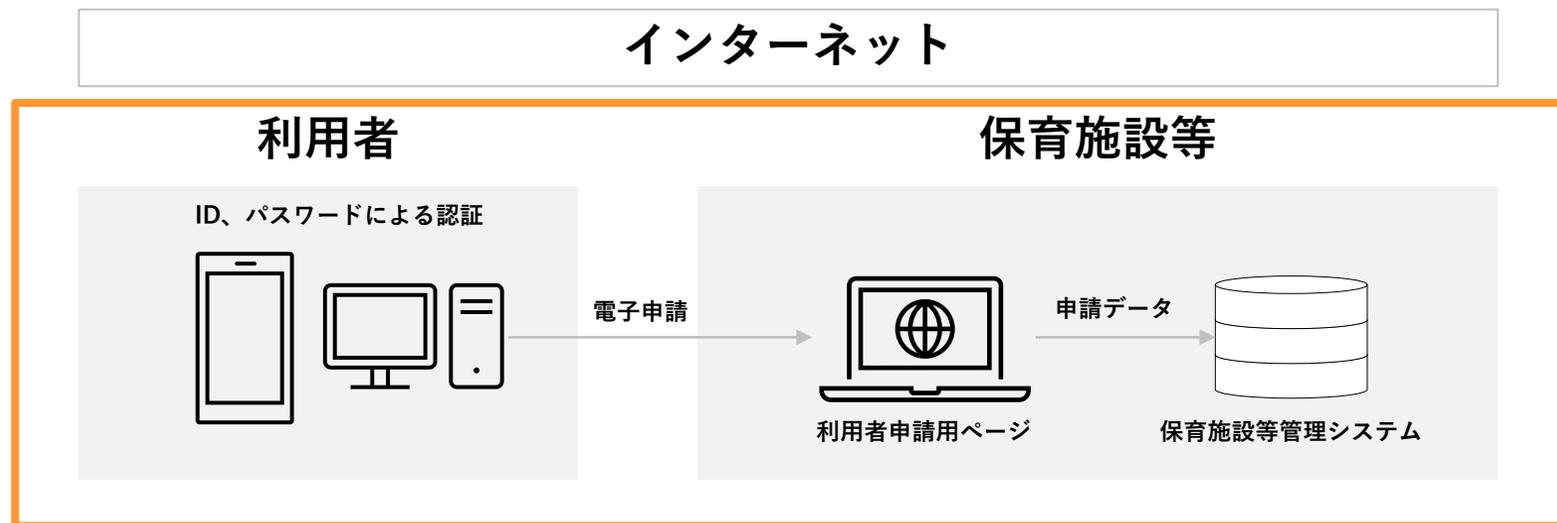
国としてガイドラインを整備し、事業者がシステムを構築する範囲

国としてシステムを整備し、自治体へ提供する範囲

3.3.3 連携仕様案

利用者-保育施設間の連携仕様、整備の役割分担について整理しました。

ID・パスワードを利用した利用者-保育施設の連携仕様案

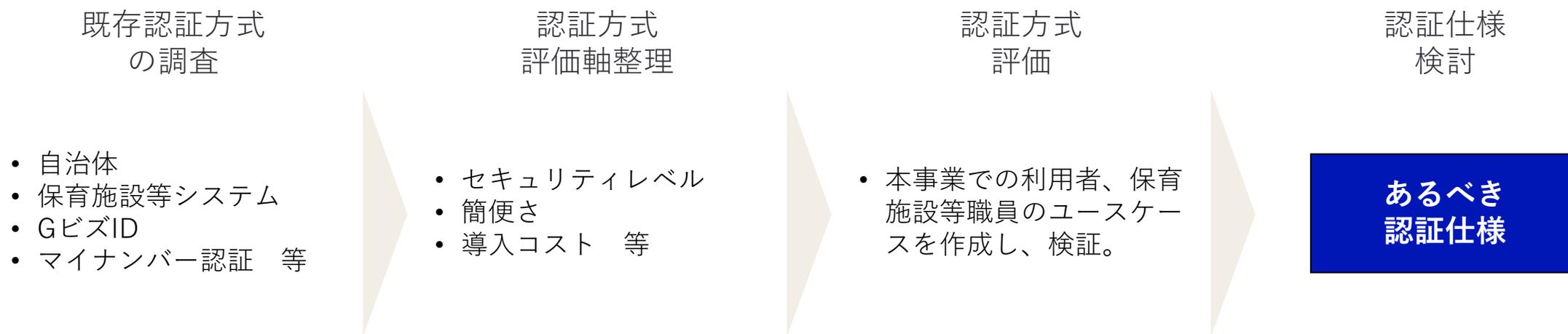


国としてガイドラインを整備し、事業者がシステムを構築する範囲

3.4 認証方式案

3.4.1 認証方式の調査概要

認証方式の調査については、既存の方式を調査したうえで、セキュリティ面や利用者、地方自治体、保育施設等の利便性等を踏まえ、あるべき仕様を検討しました。



3.4.2 既存認証方式の調査結果 –サマリ

認証方式の検討に当たり、既存認証サービス、認証事例を調査しました。次頁以降でこれらの事例の詳細を記載します。

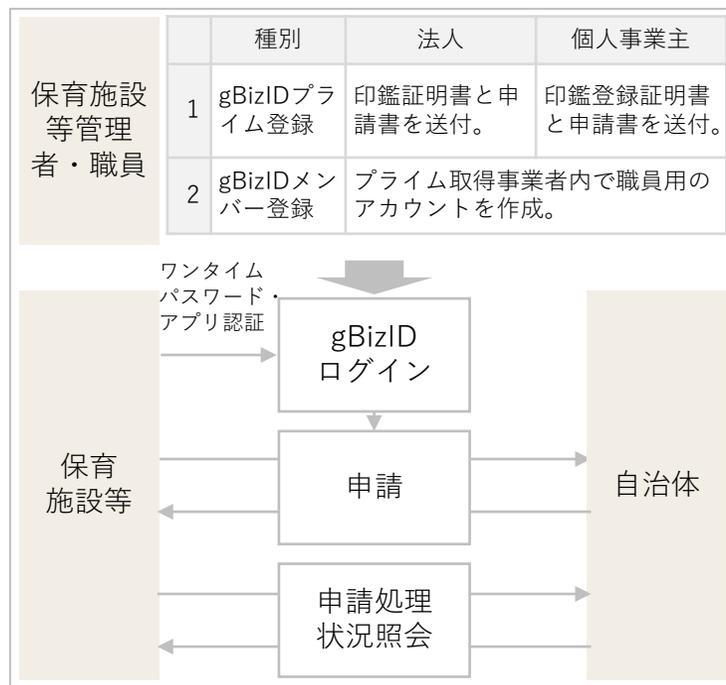
対象	認証方法	事例
①保育施設⇔自治体	二要素認証 (ID,PW+ワンタイムパスワード認証orアプリ認証)	事業者が自治体に対して各種手続きを行うときにGビズIDを利用。 (他分野においては、納税証明書オンライン申請等が該当)
	ID,PWによる認証	月度の状況報告（加算情報等）や給付金請求業務を自治体に対して行うとき民間事業者提供システムを利用。
	メール送付	月度の状況報告（加算情報等）や給付金請求業務を自治体に対して行う際にメールにて送付。
②利用者⇔自治体	マイナンバーカードによる公的個人認証	認可保育所への入所を希望する保護者が、施設入所申込と保育の必要性認定申請を行うときぴたりサービスを利用。
	ID,PWによる認証	私立幼稚園等に入園する児童の保護者が、子育てのための施設等利用給付認定申請を行うとき民間事業者提供システムのアカウントを作成し利用。
	メールアドレス認証	私立幼稚園等に入園する児童の保護者が、子育てのための施設等利用給付認定申請を行うとき民間事業者提供システムのアカウントを作成せず、本人確認をメールアドレスで行う。
③利用者⇔保育施設	マイナンバーカードによる公的個人認証	利用者が事業者提供のアプリを利用開始する際、本人確認を行う際に利用。
	ID,PWによる認証	利用者情報および各種申請や登園情報等をweb上で受付可能。取り込んだデータはCRM機能を有した民間事業者提供システムにて一元管理。

3.4.2 既存認証方式の調査結果 -①保育施設⇔自治体の認証方法例

保育施設と自治体との認証方法事例として、G BizIDによる二要素認証、ID,PWによる認証、メール送付が挙げられます。

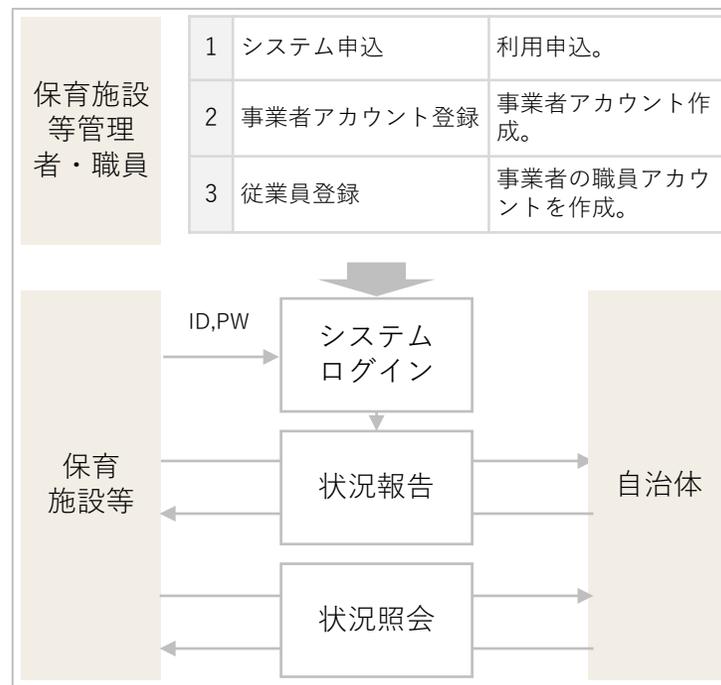
①-1：ID,PW+ワンタイムパスワードorアプリ認証

- ✓ G BizIDは、事業者がオンライン上で行政への申請手続きを行うことができるサービスです。ワンタイムパスワードまたはアプリ認証による二要素認証に加え、申請時においても印鑑証明、マイナンバーカード等での本人認証を行っており、申請者の身元保証ができます。IDやPWの流出による不正利用を防ぐことができ、**安全かつ簡便な認証方法**です。



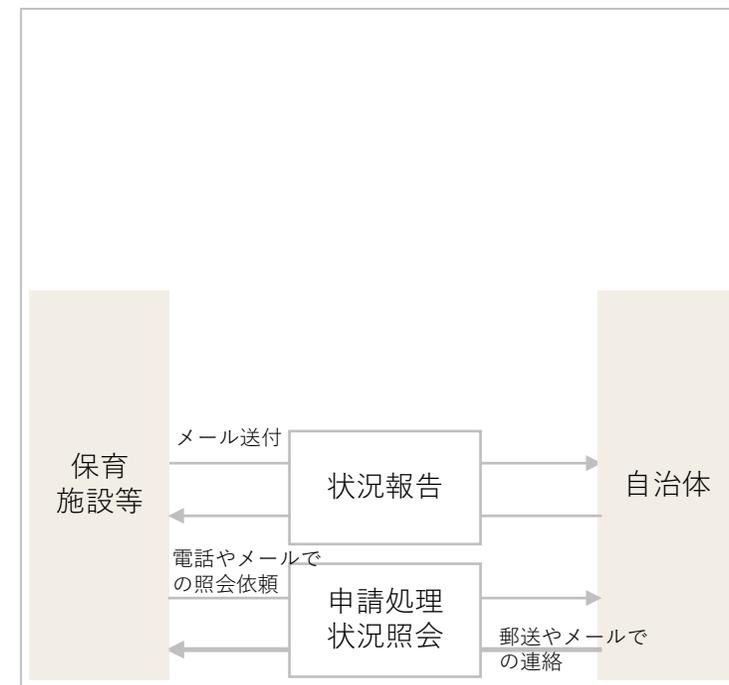
①-2：ID,PWによる認証

- ✓ 某私立園では、月度の状況報告（加算情報等）や給付金請求業務を自治体に対して行う際、民間事業者提供システムを利用しています。自治体側からはLGWAN経由での利用、私立保育施設はインターネットを利用し、ID,PWの認証によりログインを行います。**IDやPWの流出による不正利用等の危険性が高い認証方法**です。



①-3：メール送付

- ✓ 多くの保育施設において、月度の状況報告（加算情報等）や給付金請求業務を自治体に対して行う際、メール添付にて送付をしています。メール送付先や添付内容の間違い等、**ヒューマンエラーによる個人情報流出等が起こる危険性が高い認証方法**です。

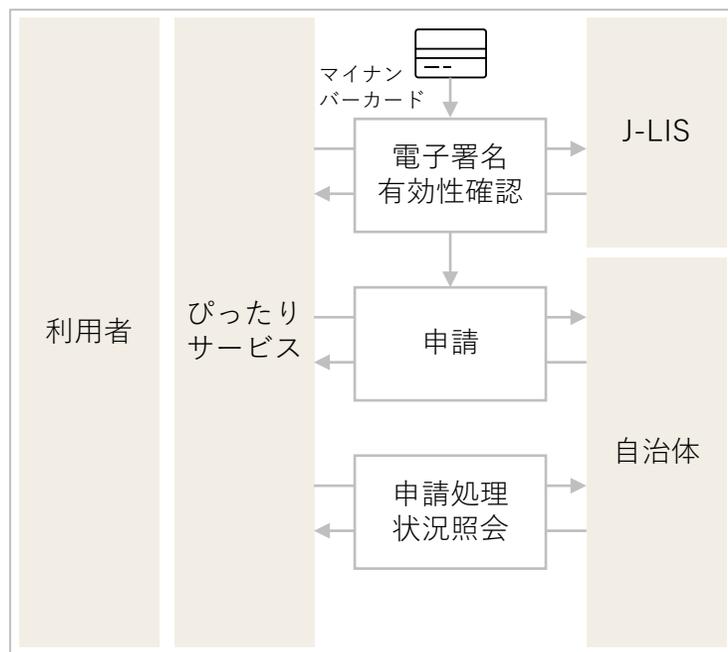


3.4.2 既存認証方式の調査結果 –②利用者⇔自治体の認証方法例

利用者と自治体との認証方法事例としてマイナンバーカードによる公的個人認証、ID,PWによる認証、メールアドレス認証が挙げられます。

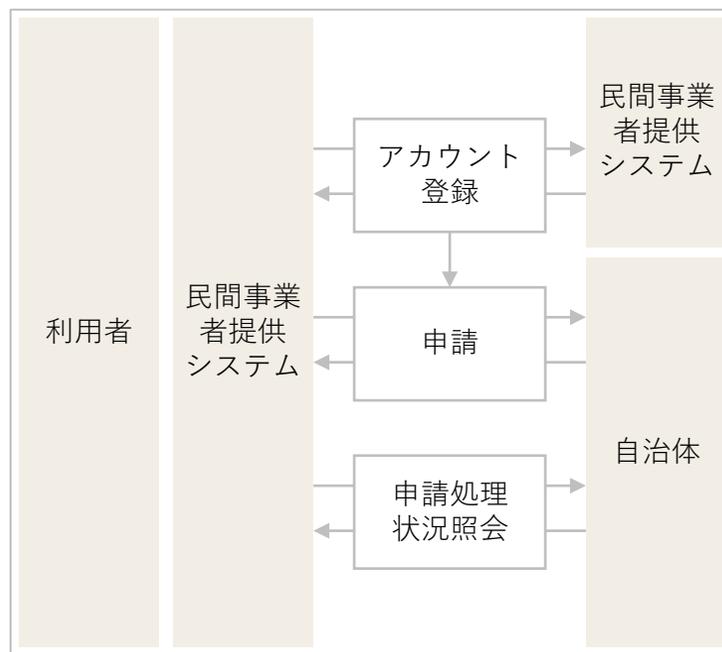
②-1：マイナンバーカードによる公的個人認証

- ✓ 認可保育所への入所を希望する保護者が、施設入所申込と保育の必要性認定申請を行う際に、ぴったりサービス上でマイナンバーカードの電子証明書による認証を利用しています。マイナンバーカードは、その普及率の高さにより、一般的に広く受け入れられており、かつ、マイナポータルを活用した認証は、秘匿性や改ざんがないこと等が保証されており**安全性が高い**ものとなっています。



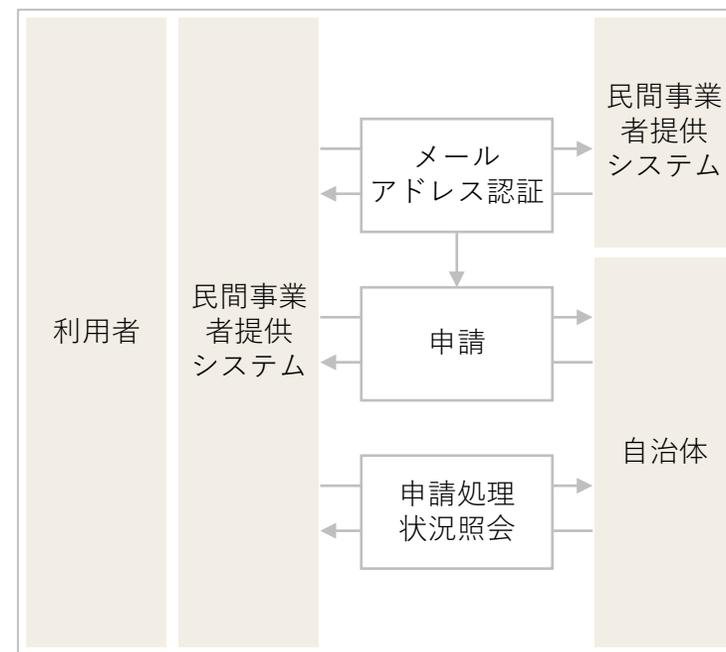
②-2：ID,PWによる認証

- ✓ 私立幼稚園等に入園する児童の保護者が、子育てのための施設等利用給付認定申請を行う際、民間事業者提供システムにログインし申請。ログインはID,PWを利用。多くのシステムで採用されており、簡便性・安全性に優れますが、**流出による不正利用等のリスクがある認証法**です。加えて自治体ごとに導入状況が異なるため、未導入の自治体に引越した際は、アカウント情報が利用できません。



②-3：メールアドレス認証

- ✓ 私立幼稚園等に入園する児童の保護者が、子育てのための施設等利用給付認定申請を行う際、民間事業者提供システムにログインせずに、本人確認をメールアドレスで行うことができます。**メールアドレス認証はアドレス間違いやなりすまし等の危険性が高いもの**となっています。

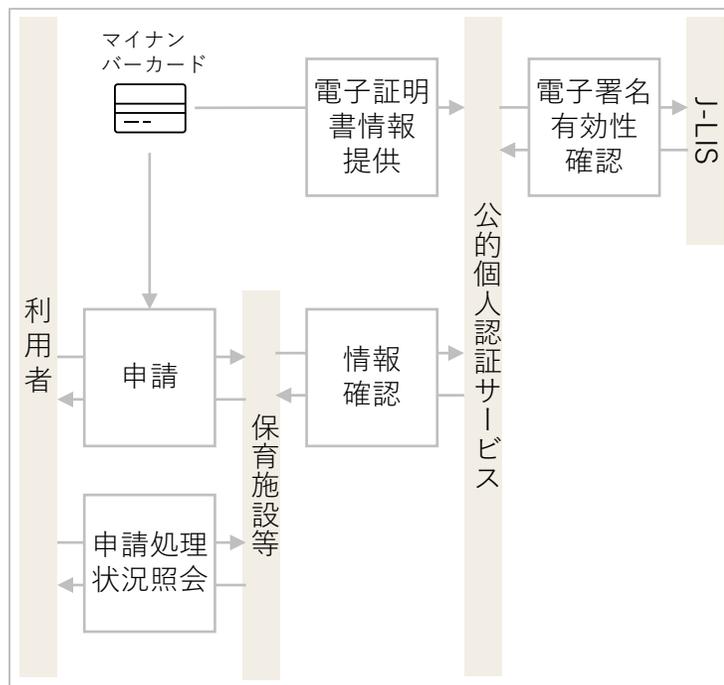


3.4.2 既存認証方式の調査結果 -③利用者⇔保育施設の認証方法例

利用者と保育施設との認証方法事例としてマイナンバーカードによる公的個人認証、ID,PWによる認証が挙げられます。

③-1：マイナンバーカードによる公的個人認証サービス

- ✓ 金融系企業が提供する決裁者アプリでは、本人登録時に公的個人認証を利用。マイナンバーカードは**普及率の高さ**により、一般的に広く受け入れられ、マイナポータルを活用した認証は、秘匿性や改ざんがないこと等が保証され**安全性が高い**。一方、公的個人認証の民間利用はセキュリティ観点から認定制となり、全事業者への義務化は難しいと考えられます。



③-2：ID,PWによる認証

- ✓ 某民間保育事業者では、利用者は専用サイトにID,PWでログイン、登園情報登録、各種申請が可能。データは民間事業者提供システムで一元管理。各保育者ごとにアクセス制御が設定でき、**安全かつ簡便な**認証方法であると考えています。ただし、採用する場合には、PW漏洩リスクを軽減するため、多要素認証等の認証要素の追加も検討すべきと考えます。



3.4.3 認証方式の検討結果 –評価軸

前頁までの認証方式について評価するための軸を検討しました。

区分	評価基準	評価内容
セキュリティ	保証レベル	身元確認保証レベルと当人保証レベルが一定水準以上か。 (※行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン)
	不正アクセス	認証システムが不正アクセスやハッキングに対してどの程度効果的か。
利便性	ログインプロセス	初回ID発行コストに加え、利用者が認証プロセスを簡単かつ迅速に完了できる程度。
	アクセスの容易さ	さまざまなデバイスや環境から認証システムにアクセスできる程度。
コスト	導入コスト	認証システムの導入にかかる費用。
	維持コスト	認証システムの維持・管理にかかる費用。定期的なアップデート、サポート、セキュリティ強化のためのコストも含む。

3.4.3 認証方式の検討結果 –サマリ

評価軸とヒアリング内容を踏まえ、各関係者間において推奨される認証方法を選定しました。

対象	推奨認証方法	関係者	選定理由
①保育施設 ⇔自治体	ID,PW+ワンタイムPW認証or アプリ認証 (GビズID)	保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設情報および利用者情報についてセキュアな環境で申請が可能。 導入、維持コストが不要。
		自治体	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設情報および利用者情報についてセキュアな環境で申請が可能。 導入、維持コストが不要。
②利用者 ⇔自治体	マイナンバーカードによる 公的個人認証 (ぴったりサービス)	利用者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者個人情報についてセキュアな環境で申請が可能。
		自治体	<ul style="list-style-type: none"> 利用者個人情報についてセキュアな環境で申請受領が可能。 導入、維持コストが不要。
③利用者 ⇔保育施設	ID,PWによる認証 (民間事業者提供システム)	利用者	<ul style="list-style-type: none"> ログインやアクセスがしやすく、申請が容易。
		保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ログインやアクセスがしやすく、申請情報確認が容易。

3.4.3 認証方式の検討結果 -①保育施設⇔自治体

保育施設と自治体の認証方式はG BizIDの利用を推奨。セキュリティレベルが担保され、利便性とコストにおいても問題なく利用可能と考えます。

【評価サマリ】

保育施設と自治体の認証においては保育士証等の機微情報を電子申請する場合が想定され、**特にセキュリティ観点が重要**です。そのため、保証レベル、不正アクセスにおいてG BizIDが推奨されます。保育施設の規模次第では自社開発や民間事業者提供システムの導入が難しいため、コストがかからない認証方法が推奨されます。

区分	評価基準	認証方法		
		ID,PW+ワンタイムPW認証orアプリ認証 (G BizID)	ID,PWによる認証	メール送付
セキュリティ	保証レベル	○ 身元確認レベル3 当人認証保証レベル2	△ 身元確認、当人認証保証レベルが ともにレベル1	△ 身元確認、当人認証保証レベルが ともにレベル1
	不正アクセス	○ 二要素認証 IDやPWの流出による 不正利用防止が可能	△ 単要素認証 IDやPWの流出による 不正利用の懸念あり	△ 単要素認証 メールアドレス流出による 外部からの不正送信懸念あり
利便性	ログインプロセス	△ ID,PW+ワンタイムPW認証orアプリ認証 (初 回登録時、gBizIDプライム、メンバーの発行が 必要)	○ ID,PWによるログイン	○ ID,PWによるログイン
	アクセスの容易さ	○ すべてのデバイスからアクセス可能	○ すべてのデバイスからアクセス可能	○ すべてのデバイスからアクセス可能
コスト	導入コスト	○ 導入費用が不要	△ 導入費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動	○ 導入費用が不要
	維持コスト	○ 維持費用が不要	△ 維持費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動	○ 維持費用が不要

3.4.3 認証方式の検討結果 –②利用者⇔自治体

利用者と自治体の認証方式はぴったりサービスの利用を推奨。マイナンバーカードによる高いセキュリティレベルが担保され、利便性とコストにおいても問題なく利用可能と考えます。

【評価サマリ】

利用者と自治体の認証方法においては利用者の個人情報を電子申請する場面が想定され、**特にセキュリティ観点が重要です**。そのため、保証レベル、不正アクセスにおいてぴったりサービスが推奨されます。初回登録時と電子申請時にマイナンバーカードが必要ではあるものの、全てのデバイスからアクセス可能なため、利便性について大きな差異はありません。また自治体においては追加で導入コスト・維持コストが不要のため、全国展開を鑑み採用しやすいことが挙げられます。

区分	評価基準	認証方法		
		マイナンバーカードによる 公的個人認証（ぴったりサービス）	ID,PWによる認証	メールアドレス認証
セキュリティ	保証レベル	○ 身元確認レベル3 当人認証保証レベル3	△ 身元確認、当人認証保証レベルが ともにレベル1	△ 身元確認、当人認証保証レベルが ともにレベル1
	不正アクセス	○ 単要素認証 一定数の誤入力でロックがかかり、 市区町村窓口でのロック解除が必要	△ 単要素認証 IDやPWの流出による 不正利用の懸念あり	△ 単要素認証 メールアドレス流出による 外部からの不正認証懸念あり
利便性	ログインプロセス	△ ID,PWによるログイン（初回登録時と電子申請 時にマイナンバーカードが必要）	○ ID,PWによるログイン	○ ログイン不要
	アクセスの容易さ	○ すべてのデバイスからアクセス可能	○ すべてのデバイスからアクセス可能	○ すべてのデバイスからアクセス可能
コスト	導入コスト	○ 導入費用が不要	△ 導入費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動	○ 導入費用が不要
	維持コスト	○ 維持費用が不要	△ 維持費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動	○ 維持費用が不要

3.4.3 認証方式の検討結果 -③利用者⇔保育施設

利用者と保育施設の認証方式においてはID,PWによる認証を推奨。利便性が高く、他業務の仕組み構築と組み合わせ費用対効果の算出が可能です。

【評価サマリ】

利用者と保育施設の認証方法においては利用料の徴収や申請の取りまとめなど、保育給付に関連する事務手続きの頻度が多いことが想定され、**特に利便性の観点が重要です**。そのためID,PWによる認証が最も利便性が高いと考えられます。

区分	評価基準	認証方法	
		マイナンバーカードによる公的個人認証 (ぴったりサービス)	ID,PWによる認証
セキュリティ	保証レベル	○ 身元確認レベル3 当人認証保証レベル3	○ 事前に保育施設で身元確認を行いアカウント発行 複数要素による当人認証の設定が可能
	不正アクセス	○ 単要素認証 一定数の誤入力でロックがかかり、 市区町村窓口でのロック解除が必要	△ 単要素認証 IDやPWの流出による不正利用の懸念あり
利便性	ログインプロセス	△ ID,PWによるログイン (初回登録時マイナンバーカードが必要)	○ ID,PWによるログイン
	アクセスの容易さ	○ すべてのデバイスからアクセス可能	○ すべてのデバイスからアクセス可能
コスト	導入コスト	△ 導入費用が必要(保育施設等管理システムとの連携における追加 開発) ※システム要件次第で金額が変動	△ 導入費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動
	維持コスト	△ 維持費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動	△ 維持費用が必要 ※システム要件次第で金額が変動

4 今後の検討事項

4.1 課題の取りまとめと今後への示唆

4.1.1 課題の取りまとめと今後への示唆の概要

国として給付確認等に係るシステムを整備するまでに想定される対応事項に沿って、課題や示唆を取りまとめました。

対応事項	課題・示唆の抽出観点
標準仕様の策定	<ul style="list-style-type: none">• 制度の統一も含めた実現可能性のある仕様の策定のため、自治体や保育施設等の現状の業務フローや利用様式、課題点を踏まえ、今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。• 特に、保育施設等の加算認定に関しては現状業務の詳細整理を別途実施し、デジタル化に向けた検討事項やデジタル化の方向性を整理しているため、「加算に関する取りまとめ」を参照する。
サービス設計	<ul style="list-style-type: none">• 給付確認等に係るシステムのシステム構成や、自治体や保育施設等の現状業務の課題点を踏まえ、サービス設計での今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。
システム構築	<ul style="list-style-type: none">• 自治体や保育施設等の現状の課題点を踏まえ、今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。
運用保守の設計	<ul style="list-style-type: none">• 給付業務のシステム化を進めている自治体の、現状のシステム改修業務の課題点を踏まえ、運用保守設計での今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。
広報・周知	<ul style="list-style-type: none">• 利用者・保育施設・自治体へのそれぞれの広報・周知について、電子申請の整備を進めている自治体の知見や、保育施設のGビズID取得状況等を踏まえ、今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。
法改正・制度改正	<ul style="list-style-type: none">• 自治体や保育施設等への給付業務のデジタル化に向けて壁となっている事項のヒアリング結果と、給付確認等に係るシステムのシステム構成を踏まえ、改正が必要となる法律や制度について、今後の検討事項を抽出し、解決の方向性を整理。
他政策・施策との連携	<ul style="list-style-type: none">• 他子ども関連施策や政策と足並みをそろえて保育DXを進めることが必要であるため、関連する政策や施策とどのように連携していくべきか、今後の検討事項と解決の方向性を整理。

4.1.2 標準仕様の策定での対応事項

制度の統一を含め、どの程度標準仕様として整備すべきかを検討した上で、実現可能性のある仕様を策定する必要があると考えています。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
標準仕様の策定	電子申請を想定した、標準様式（データ項目）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 国から示されている標準様式は、項目数が多く分かりづらいことや、管理に必要な項目がないこと（各種加算における毎月の適用有無の推移を入力する項目がない等）により、業務上利用しづらいため、自治体独自の様式を利用している。そのため、様式に自治体間で差異が発生しており、広域利用児童の対応等に、業務負荷がかかっている。 保育施設から自治体へ連携済みの情報を、申請の度に何度も提供することに負荷がかかっている。自治体として情報を蓄積し、そこから加算情報等が算出される仕組みを構築することができれば、保育施設側の資料作成の工数を削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準様式は、各自治体の様式の統合ではなく、必要な項目を精査し、必要十分な様式を検討する。 ※保育施設等の加算認定に関する標準様式の利用状況は、「加算に関する取りまとめ」の「自治体毎の加算認定の申請方法・様式」を参照。 	○
	標準の判定基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の給付認定に関しては、雇用加算等の基準指数や調整指数の計算方法が自治体によって基準が異なるため、システム化を進めることで、自治体によっては、これまでの給付認定で算出した点数と差異が発生するケースが考えられる。 公定価格について、計算方法は国で定められており共通だが、非常勤保育士の時間数の考え方等については、各自治体で異なり、独自運用が多く存在する。システムによる判定に切り替えた場合、これまでの給付額と差異が発生するケースが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間での細かな計算方法や考え方の差異について、どのように標準仕様として定めるのかを検討し、判定基準を策定する。 ※保育施設等の加算認定に関する計算方法については、「加算に関する取りまとめ」の「自治体毎の加算認定の申請方法・様式」を参照。 	○

4.1.2 標準仕様の策定での対応事項

前頁続き

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度 対応事項
標準仕様の 策定	自治体毎に差異のある事業のうち、標準化するスコープの検討	<ul style="list-style-type: none"> 地方単独事業として独自の助成制度を設けている場合が存在し、国として標準仕様を整備しても、自治体がこれまで通りの助成を行うためには、カスタマイズの対応が必須となる。 地域子ども・子育て支援事業は自治体ごとにと組に差異のある事業となり、全国的な標準業務、様式が定められていないため、標準仕様を定めることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国としてシステム等を整備する際に、自治体独自で対応している助成制度や地域子ども・子育て支援事業について、制度の統一を含め、どこまで標準仕様として整備すべきかを検討する。 ※自治体独自で対応している助成制度の詳細については、「加算に関する取りまとめ」の「地方単独事業」部分を参照。 	○
	現場のフローを踏まえた標準の事務フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> ToBe業務フローについて、実現可能性を網羅的に検証し、事務フローを策定する。（特に、小規模自治体にて業務が成り立つかを確認する必要がある。） 	○

4.1.3 サービス設計での対応事項

自治体からヒアリングした課題点やシステム構成の整理を踏まえて、サービス設計を進める必要があると考えています。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
サービス設計	システム構成の設計	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の保育施設を利用しているケースにおいては、保育施設の情報を取得する必要があり、自治体へのメール等でのやり取りに手間がかかっている。各園の月初人数、加算の認定状況について、他自治体の情報を参照することができれば、業務負荷の軽減につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体が登録した情報のうち、自治体間での情報共有が必要なものについて、他自治体が参照可能とする仕組み（参照用の区画を別途設け、各自治体からのアクセスを可能とする等）を検討する。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、給付確認等に係るシステムでは、マイナンバーを管理する想定はないが、要件の精査を進めていく中で、マイナンバーを利用するユースケースが発生した場合は、情報提供NWSを経由した情報連携を検討する。 	○
	サービス形態の設計	<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤利用料やアプリケーション利用料の徴収を含めたサービス設計や、自治体での整備が必要となる部分に係る費用負担の方針について、費用対便益等も考慮し検討する。（シングルテナント、マルチテナント等のシステム構成に応じた検討が必要。） 	○

4.1.4 システム構築での対応事項

前頁続き

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度 対応事項
システム 構築	機能要件の策定	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の仕組を構築したが、子ども・子育て支援システムとの連携ができず、電子申請されたものを紙で印刷し、手動でデータを登録している。そのため業務負荷が高く、入力ミスも発生しやすい。子ども・子育て支援システムにデータを連携する仕組まで含め、国として整備できるとよい。 マイナポータル（ぴったりサービス）から申請データをダウンロードした際には、宛名番号が付与されないため、宛名番号を手動で付与する必要がある。申請管理システムを構築し、宛名番号の自動付与の仕組を構築することができれば解決するが、電子申請の数が多くないため、そこまでの仕組作りには着手していない。電子申請を実現するだけでなく、基幹システム等との連携の部分も含めた検討が必要である。 	<p>【システム連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請データを、給付確認等に係るシステムから子ども・子育て支援システムへAPI等で連携できるような連携方式を検討する。オンプレミス環境に基幹系システムを配置している場合は、LGWAN接続系NW—個人番号利用事務系NWへのデータ連携方式の検討が必要となる。 上記においては、電子申請データや各種認定結果等について、宛名番号を付与する等の方策の検討も必要となる。 保育施設等が保育施設等管理システムを整備し、申請を電子化した場合、請求に係る情報（職員の勤務状況や研修の受講有無、月初の在籍児童数等）について、給付確認等に係るシステムと保育施設等管理システム間の整合性を確認する業務が発生する。システム間の連携仕様をガイドラインとして整備する等、保育施設等の業務負荷が上がらない仕組を検討する。 	○

4.1.4 システム構築での対応事項

前頁続き

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度 対応事項
システム 構築	実証の実施	<ul style="list-style-type: none"> 単純に現行業務をシステム化するだけでは、保育施設の業務負荷軽減にはつながらないため、実際に給付業務を進めている立場の人がシステム構築に関わるべきであると考え。保育施設と自治体にて実証を行い、現場業務に併せて修正を実施する流れが良いと考える。保育施設での実証を行うことで、セキュリティについても担保できると考える。また、保育施設へは補助金ではなく、PC端末自体の現物支給とした方が、高いセキュリティを担保できると考える。 	<p>【実証的な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付確認等に係るシステムを全国展開する前段階として、自治体と保育施設での実証を実施し、現場業務に併せたシステムの修正対応を行う。 	○
	機能要件の策定	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設によっては、ITリテラシーが低い施設もあり、かつ保育業務をしながらの対応となるため、使いやすくわかりやすい画面の設計を検討する必要がある。 請求システムの導入時は、システムの使い方に慣れておらず、保育施設の入力ミスによる不備が増えるケースが発生したため、入力時のガイド等の工夫が必要である。 	<p>【画面の使いやすさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザビリティ（登録画面にガイドを付ける等）を考慮し、電子申請画面を構築する。 	対応時期 要検討

4.1.4 システム構築での対応事項

非機能要件については、本事業では現状業務の課題点を中心にヒアリングしたため、本結果に加え、網羅的な整理が必要と考えています。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
システム構築	非機能要件の策定	<ul style="list-style-type: none"> 機微な情報をクラウド環境等にアップロードすることについて、セキュリティポリシー上許可されない保育施設があり、紙運用が残ってしまう。そのため、運用が一本化できない。 園によっては、他の園から園児の情報を見られるのではないかという懸念から、電子申請に拒否反応を起こしているケースがある。 保育施設での電子申請を展開していくためには、セキュリティ面での検討が必要である。シンクライアント端末からのログインのみに制限することや、多要素認証を活用すること、退職者のアカウント管理の徹底等が検討事項として挙げられる。関係者以外が情報にアクセスできてしまうことで、犯罪に利用されてしまう恐れがある。 保育施設の担当者によっては、スマホを保持していない場合も考えられるため、2要素認証の代替策について検討が必要である。 	<p>【安全管理措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多要素認証やシンクライアント端末による認証の整備や、保育施設によるGビズIDアカウントの管理の徹底等、安全管理措置に基づき、施設環境を考慮した、セキュリティを担保できる方策を検討する。 一方で、スマホを保持しておらず2要素認証の対応ができない保育施設も考慮し、2要素認証の代替案やシステム整備に係る補助等を含めて検討する。 	対応時期要検討

4.1.4 システム構築での対応事項

前頁続き

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度 対応事項
システム 構築	非機能要件の 策定	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設によっては、インターネットやメールが利用できない施設があり、電子申請の仕組みに対応できないケースが発生している。また、スキャナを保持しておらず、PDFのデータを送付できないケースも発生している。若い保育士が事務を行う場合は、スマホ等の電子機器を使いこなせるが、高齢の場合では、難しいケースがある。そのため、2パターンのユーザビリティを検討する必要がある。 	<p>【利用端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請においては、PC端末やスキャナを保持していない保育施設を考慮し、タブレット等からの申請を可能とする等の方策を検討する。 	対応時期 要検討
		<ul style="list-style-type: none"> システムへのログイン制御は、手続きサービス側での対応となる。GビズIDでのログイン後、アカウントの情報が連携されるため、それを基に、給付確認等に係るシステムへのアクセス権限を制御する必要がある。 	<p>【アカウントの権限制御】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付確認等に係るシステム上でアカウントのアクセス権限制御ができるよう検討する。 	対応時期 要検討

4.1.5 運用保守の設計での対応事項

毎年の制度変更に対応する業務負荷が高くなっているため、自治体や保育施設の業務への影響を考慮し、要件、フロー、手順の策定を行う必要があると考えます。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
運用保守の設計	運用保守における要件、フロー、手順の策定	<ul style="list-style-type: none">現状では、年度変わりの制度変更に伴う、システムへの反映に業務負荷がかかっている。毎年の制度変更を想定し、マスタ更新の手間等を考慮した運用保守フローの構築が必要である。	<ul style="list-style-type: none">制度変更に対応する業務負荷が高いため、自治体や保育施設での業務への影響を考慮したうえで、マスタ更新や制度対応等を含めた運用保守方法を検討する。	対応時期 要検討

4.1.6 広報・周知での対応事項

特に、保育施設への対応では、システム導入時に問い合わせや不備が増える傾向にあると考えられるため、自治体の負荷が上がらないよう、周知方法を検討する必要があると考えます。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
広報・周知	利用者への 広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> チラシの配布等により利用者への周知を行ったことで、電子申請の件数が増加した事例がある。電子申請の促進のため、利用者への広報を実施するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを活用した電子申請を促進するため、利用者への広報・周知を実施する。 	対応時期 要検討
	保育施設への 広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設の電子申請のサポートでは、マニュアルを配るだけでなく、説明動画の作成や、コールセンターの開設が必要であったため、システム導入の際には、手厚いサポートが必要であると考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請を促進するため、保育施設への広報・周知を実施する。（加算項目に電子申請有無を追加する等の対応も考えられる。） 制度変更時の保育施設等への広報・周知を実施する。 マニュアルやコールセンター、説明動画、FAQ等の整備を行い、保育施設等からの問い合わせによって、自治体の業務負荷が上がらないような工夫を検討する。（コールセンターを設置する場合は、GビズIDで整備しているコールセンターの窓口との使い分けの整理が必要。） 	対応時期 要検討
		<ul style="list-style-type: none"> 過去のFAQも含めると数が膨大となり分かりにくいいため、FAQをチャットボット風に作る等の工夫が必要である。FAQでは解決できず、自治体への問い合わせが発生し、業務負荷がかかっている。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 保育施設では、昔の様式を使い続けているケースも見受けられるため、制度変更の際のアナウンスが重要である。 		
	自治体への 広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> GビズIDは、セキュリティ的に安全性が高く担保されている。一方、事業者側にとっては、ログイン都度のマイナンバーカードの用意が不要であることに加え、他システムへのログインにも同様のID、PWを利用できることから他分野での利便性も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等によるGビズID取得を促進させるため、活用事例を示す等の広報を実施する。 	対応時期 要検討
<ul style="list-style-type: none"> - 		<ul style="list-style-type: none"> 電子申請を促進するため、自治体への広報・周知を実施する。 	対応時期 要検討	

4.1.7 法改正・制度改正での対応事項

電子申請を進めるため、国として押印レスを推進する必要があると考えています。また、標準仕様の検討結果を踏まえ、法制度の改正が必要となるケースも想定されます。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
法改正・制度改正	法改正・制度改正の実施	<ul style="list-style-type: none"> 請求関連書類の押印が会計規則上必須となっている地方自治体が存在し、短い提出期間の中で、紙で印刷した書類に押印をして提出することが、保育施設側の業務負荷となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の会計規則上で押印が必須となっている自治体に対し、国から事務連絡等を出すことで押印レスを推奨し、自治体の会計規則の変更を推進する。 	対応時期要検討
		<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格の処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、システムになじむ形で制度を簡素化する方針を検討するため、策定した標準仕様に合わせて法改正を実施する。 	対応時期要検討
		<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、給付確認等に係るシステムでは、マイナンバーを管理する想定はないが、要件の精査を進めていく中で、マイナンバーを利用するユースケースが発生した場合は、法改正も含め検討する。 	対応時期要検討
		<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報の取扱いについて、本事業で想定される保育士証や障害者手帳等の添付資料のアップロードは、ガバメントクラウド上の規定には反していないが、国と地方自治体で規定が異なることがあり、自治体側のセキュリティポリシーに反する可能性がある。（現時点では、VRS等における実績から、問題ないものと想定している。） 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報について、標準仕様で定めた業務（障害者手帳等の添付書類のアップロード）を行う際に、自治体のセキュリティポリシーに反する場合は、各自治体のセキュリティポリシーの変更等の対応を検討する。 	○

4.1.8 他こども関連政策・施策への連携での対応事項

他こども関連政策・施策と足並みをそろえて保育DXを進めていく必要があると考えています。

分類	対応事項	本業務で得られた課題や意見等	解決の方向性	次年度対応事項
他政策・施策との連携	こども誰でも通園制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> 過去の利用状況やアレルギー情報、病歴等が分からない状態で受け入れることは、保育施設等にとって大きなリスクである。こども誰でも通園制度が開始されるにあたって、全国の在園児情報がシステム上で参照可能となれば、受け入れる心理的ハードルを下げることにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付確認等に係るシステムやこども誰でも通園制度等の、利用者が活用するシステムのログイン方法を精査し、シングルサインオンの仕組みを検討する等、利用者の利便性に配慮したシステム構成を検討する。 今後のオープンデータ化に向けた構造的なデータ項目の整理を行う。 こども誰でも通園制度等の他こども関連政策や施策も含め、個人情報に係る内容の共有については個人情報保護法やプライバシー等に十分配慮し慎重に検討したうえで、共通して活用するデータについては、共通の基盤を整備する等、データの一元管理ができる仕組みを検討する。 	対応時期要検討
	給付に係る他制度や監査に係る手続き等との連携	<ul style="list-style-type: none"> - 		対応時期要検討
	既存電子申請サービス等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ぴったりサービスの使い勝手を改善する必要がある。データの一時保存ができない、夜の20時以降は作業ができない、途中でセッションが途切れる、帳票として印字箇所を指定する際、違う帳票を選択すると全てやり直しになる等、改善をしてほしい箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ぴったりサービス自体の使い勝手について、改善する方策を検討する。 	対応時期要検討

4.2 加算に関する取りまとめ

4.2.1 自治体毎の加算認定の申請方法・様式

自治体毎の加算認定の申請方法を整理しました。標準様式の利用有無にかかわらず、計算方法や加算適用の要件については、どの自治体も国の標準に則って対応をしています。

制度分類	加算種別	加算認定の申請方法・様式		
		自治体A	自治体B	自治体C
公定価格	処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で提示した計算方法等をロジックとして組み込んだ自治体独自のEXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請にて、EXCELを添付する形で申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請による不備を少なくするため、標準様式に、国で提示した計算方法等をロジックとして組み込んだシートを追加したEXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請による不備を少なくするため、標準様式に国で提示した計算方法等をロジックとして組み込んだ、都道府県が作成している独自のEXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。
	各種加算	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算適用の有無に加え、国で提示した加算要件をチェックする項目があり、加算適用有とする場合は、要件を満たしていないと、入力エラーとなる。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体で整備したシステム上に入力し、電子申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準様式に、各月の適用状況の変更有無を確認するためのシートを追加したEXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準様式のEXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。

4.2.1 自治体毎の加算認定の申請方法・様式

前頁続き

制度 分類	加算種別	加算認定の申請方法・様式		
		自治体A	自治体B	自治体C
地方 単独 事業	自治体独自 処遇改善加算	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公定価格の処遇改善加算I・II・IIIの申請の中に、自治体独自の処遇改善加算に係る申請も含まれている。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請にて、EXCELを添付する形で申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公定価格とは別の様式で、自治体独自EXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし。
	自治体独自 各種加算	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算適用有無と、加算要件をチェックする項目があり、加算要件を満たしていないと、入力エラーとなる。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体で整備したシステム上に入力し、電子申請。 	<p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公定価格とは別の様式で、自治体独自EXCELを使用。 <p>【申請方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> EXCELを連携する形で申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし。

4.2.2 自治体毎の審査方法の概要

自治体毎の審査方法を整理しました。電子化の有無等の差異は見られるものの、審査内容については自治体間の大きな差異はありませんでした。

制度 分類	加算種別	加算認定の審査方法		
		自治体A	自治体B	自治体C
公定 価格	処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書と、自治体が整備したシステム上で提出された職員情報や雇用状況表のデータをEXCELのチェックシートで突合し、国で提示した計算方法に従い、数字の整合チェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書と、保育士証や在籍証明書等の添付書類の整合性について、国で提示した計算方法に従い、数字の整合性チェックを行う。 保育士の経験年数を算出するツールを独自で作成し、審査に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書と、保育士証や在籍証明書等の添付書類の整合性について、国で提示した計算方法に従い、数字の整合性チェックを行う。
	各種加算	<ul style="list-style-type: none"> 国が提示した確認事項の審査に加え、保育施設等との直接のやりとりや必要に応じた問い合わせを行った上で、管理者が最終確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が提示した確認事項に基づき、添付書類の有無や該当箇所の確認による審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が提示した確認事項に基づき、添付書類の有無や該当箇所の確認による審査を行う。

4.2.2 自治体毎の審査方法の概要

前頁続き

制度 分類	加算種別	加算認定の審査方法		
		自治体A	自治体B	自治体C
地方 単独 事業	自治体独自 処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格の処遇改善加算I・II・IIIの申請の中に、自治体独自の処遇改善加算に係る申請も含まれているため、数字の整合性チェック等の審査を同じ流れで行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格と切り分けて管理しているため、公定価格と同じ添付書類（在籍証明書等）について、事業を担当する部署が整合性チェックを行う。（同じような内容を二重で審査している状態のため改善を検討中。） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし。
	自治体独自 各種加算	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の該当箇所の確認等に加え、保育施設等との直接のやりとりや必要に応じた問い合わせを行った上で、管理者が最終確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の有無や該当箇所の確認による審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし。

4.2.3 デジタル化の方向性と要検討事項

処遇改善加算の認定では、数字の整合性確認が必要であり、特に負荷の高い業務であるため、それ以外の各種加算の認定と分けて、デジタル化の方向性と要検討事項を整理しました。

制度分類	加算種別	現状のサマリと課題認識	デジタル化の方向性	デジタル化に向けた検討事項
公定価格	処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 国で提示する計算方法を、自治体独自でEXCELに組み込み、保育施設へ配布しているケースが多い。審査時は、認定申請書と各種資料（雇用状況表や保育士証等）を突合し、数字の整合性を確認しているケースが多い。 制度の複雑さにより、特に業務負荷が高い。また、毎年の制度変更に伴う対応工数もかかっている。（約5か月をかけて自治体独自のEXCELを整備している例も存在する。） 保育施設が制度を理解することが難しく、自治体への問い合わせや不備によるやり取りが多く発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国で提示する計算方法を、給付確認等に係るシステムのロジックとして組み込み、システム上で計算できるようにする。 毎年の制度変更に併せて、システム改修を実施できる仕組みとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国で提示する計算方法を基に、計算ロジックを整理する。 制度の複雑さによる課題（業務負荷の高さや、自治体・保育施設間の問い合わせ等のやり取りの発生等）を解決するため、システムになじむ形で制度を簡素化する方針を検討する。 自治体が活用しているEXCELやシステムを調査し、使いやすいUIの検討や、重複項目の削除等、標準様式の最適化に向けた整理を実施する。 制度変更時の公定価格マスタの更新等をシステム運用保守業務に組み込む。
	各種加算	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書について、国で定めている確認事項に則り、証明する添付書類の有無や項目の内容を審査しているケースが多い。 上記に加えて、更に詳細な審査を実施している自治体（自治体Aの審査方法参照）も存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加算の適用が有の場合は、証明する書類の添付を必須とする等のシステム上の制御ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 書類有無と該当箇所の確認だけでなく、更に詳細な審査を実施している自治体があるため、その審査方法を調査し、国として標準の審査基準とすべき事項がないかを検討する。

4.2.3 デジタル化の方向性と要検討事項

前頁続き

制度分類	加算種別	現状のサマリと課題認識	デジタル化の方向性	デジタル化に向けた検討事項
地方単独事業	自治体独自 処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格の処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに加えて、自治体独自で対応している。公定価格の処遇改善加算と同様に、数字の整合性を詳細に確認している自治体が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方単独事業については、標準仕様とする範囲を検討した上で、その範囲においては、公定価格での認定申請書等の提出書類や審査結果を流用できるようなシステム設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体独自の加算項目を調査し、国としてどの範囲を標準仕様として整備すべきかを検討する。標準仕様策定の方向性としては、以下3案が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 全国の自治体独自施策を包含する形で国として統一的な制度を整備。 ② 自治体独自施策を自治体が独自に設定できるようなモジュールを国のシステムとして整備。 ③ 自治体がそれぞれシステムを整備。
	自治体独自 各種加算	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格の各種加算に加えて、自治体独自で対応している。 		

保育施設等管理システム連携における仕様整理に係る調査研究

調査研究報告書

発行：2024年3月

編集・発行：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し

（technology@speed）、大規模にイノベーションを

推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは

ey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

【免責事項】

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、デジタル庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年10月20日付けの「保育施設等管理システム連携における仕様整理に係る調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきデジタル庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。

3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはありません。